

総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成25年9月17日（火曜日）午前10時00分開会

出席委員（7名）

委員長	平山啓子君	副委員長	鈴木伸彦君
委員	藤村由美子君	委員	伊藤豊美君
委員	君島一郎君	委員	山本はるひ君
委員	玉野宏君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

企画部長	片桐計幸君	企画情報課長	藤田輝夫君
企画情報課長補佐	鹿野伸二君	企画政策係長	高久修君
情報管理係長	高橋力君	秘書課長	菊池敏雄君
秘書課長補佐兼秘書係長	磯真君	広報広聴係長	福田真二君
市民協働推進課長	大武利幸君	市民協働推進課長補佐兼男女共同参画係長	鈴木由起子君
統計係長	織田康君	協働のまちづくり室長	室井啓二君
協働のまちづくり室市民協働担当（副主幹）	佐藤知子君	協働のまちづくり室自治振興担当（副主幹）	鈴木正宏君
西那須野支所長	玉木宇志君	総務税務課長	沼野井隆君
総務税務課長補佐兼税務係長	齋藤保幸君	総務係長	間彦望君
市民福祉課長	飯塚一郎君	市民福祉課長補佐兼生活環境係長	臼井孝行君
国保年金係長	添谷弘美君	市民戸籍係長	平山正人君
産業観光建設課長	関谷正徳君	産業観光建設課長補佐兼農林係長	阿見浩二君

商工観光係長	渡邊 静雄 君	建設係長	鈴木 隆行 君
塩原支所長	渡邊 勝美 君	総務福祉課長	郡 司 悟 君
総務福祉課長 補佐兼 総務係長兼 税務係長	君 島 紀夫 君	市民係長	渡邊 正 君
幕根出張所長	江連 周治 君	産業観光建設課長	印南 良夫 君
産業観光建設課長補佐兼建設係長	吉澤 克博 君	農林係長	関谷 浩行 君
観光商工係長	神山 栄 君		

出席議会事務局職員

書記 小池 雅之 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長挨拶

3. 審査事項

〔企画部〕

・企画部長挨拶

〔企画情報課〕

予算審査特別委員会

・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

決算審査特別委員会

・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔秘書課〕

決算審査特別委員会

・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔市民協働推進課〕

予算審査特別委員会

・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）

決算審査特別委員会

・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔西那須野支所〕

・西那須野支所長挨拶

〔総務税務課〕

予算審査特別委員会

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査特別委員会

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[市民福祉課]

決算審査特別委員会

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

予算審査特別委員会

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査特別委員会

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[塩原支所]

- ・塩原支所長挨拶

[総務福祉課]

予算審査特別委員会

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査特別委員会

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

[産業観光建設課]

予算審査特別委員会

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査特別委員会

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 散会

開会 午前10時00分

#### 開会及び開議の宣告

平山委員長 皆さん、おはようございます。

ただ今から、総務企画常任委員会、合わせまして予算審査、決算審査それぞれの特別委員会第1分科会を開会いたします。

それでは、今定例会における委員会の審査の方法について申し上げます。

今定例会で、当常任委員会に付託された案件は条例の一部改正案が1件、協定の締結に関する案件が1件の計2件でございます。

また、ほかに予算と決算の分科会審査がございます。予算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第1分科会で審査すべき案件は補正予算案件2件でございます。

決算審査特別委員会に付託された案件のうち、当第1分科会で審査すべき案件は決算認定案件4件でございます。

補正予算案件と決算認定案件につきましては、関係所管課のところで随時分科会に切りかえて審査を行ってまいります。

審査は担当課ごとに行い、それぞれ常任委員会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会の順に審査いたします。

審査の日程は、お手元に配付の次第のとおりといたします。

本日は企画部と西那須野、塩原両支所の審査を行う予定でございます。

各委員におきましては、慎重なる審査をお願いいたしますとともに、円滑な進行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

企画部の審査 午前10時00分

平山委員長 それでは、次第3の審査事項に入っております。

まずは企画部から審査を始めたいと思います。

審査に先立ちまして、片桐企画部長からのご挨拶をいただきたいと思っております。

片桐企画部長 （挨拶。）

平山委員長 ありがとうございます。

#### 企画情報課の審査

平山委員長 それでは、企画情報課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

今回、企画情報課につきましては、常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。執行部の説明を求めます。

なお、説明は着席のままです。よろしくお願ひいたします。

課長、よろしくお願ひします。

藤田企画情報課長 （議案第59号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質問はございますか。

山本委員。

山本委員 今のまちづくり事業推進費の定住促進計画策定ニーズ調査についてなんですが、お金についてはわかりました。380万円使うということで、この中に全部組み込んでということはわかったんですが、朝比奈氏のアドバイザーということもそれもわかりましたが、目的もみんなわかったんですけども、つまりこれが補正に出ているということは、今年度中にニーズ調査をかけて、そして計画をつくっていくということなんですが、具体的にアンケートをとるのか、あるいはどんな形なのか、380万円というのはそんなに少ないお金ではないので、その辺の内容についてもう少しお知らせいただきたいのと、対象はとかその辺、お願いいたします。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 この調査の内容についてでございますが、インターネットを利用したアンケート調査ということでございます。調査部数は1,000人程度を予定しております。質問数はおおむね20問程度ということで、予算をご決定いただければ、10月中旬から11月中旬にかけて実施いたしまして、12月に集計、分析を行いまして、定住促進計画の施策事業に反映させていくということでございまして、定住促進計画につきましては、3月末日を目途に策定していきたいというふうに考えているところでございます。

そして、アンケートの対象者については、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、首都圏の30歳から40歳の世代の方を対象にしたい。そこらを主な対象としてやっていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 1つは、定住促進というのは那須塩原市に定住してもらいたい、人口をふやしたいということだと思うんですけども、首都圏の30代から40代の1,000人というのは、大変物すごい数だと思うんですね。それでちょっとイメージが湧かないんですけども、ランダムに引っ張ってきあって、もしかすると、那須塩原市はどこというような人がいないとも限らないのに、それで3月には策定するという、分析は12月と、物すごいスピードですよ。半年もないうちにという、そんなに何か急いでやるのに、1,000人をどういうふうに有効にそれが使えるということがちょっとわからないんですが、その辺がもしかして総務省からの朝比奈氏が、何か特別那須塩原市に関係する30代、40代の人たちを何か把握しているとか、そういうことに関係するのか、あるいはどうやってやるのか、もう少しお尋ねしたいです。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 私も初めてのことで、十分説明し切れないところがあったら大変失礼しちゃうんですが、インターネットを利用したアンケート調査というのは、例えばマクロミルだとか楽天リサーチ等のリサーチ会社に委託して実施するというようなことになります。

リサーチ会社に登録しているネットモニターという方が、要はアンケートに答えてくれる方というのは、100万人程度くらいいらっしゃるんですね、1つの会社について。そのモニターを対象に例えば首都圏に住んでいる方ですか、30代から40代の方ですとかというような条件をつけていくことによって、その条件をクリアした人に対して答えてもらうというような、そんなやり方をするアンケートだというようなことで聞いています。

一般論の話になりますけれども、この調査の特

徴としては、議員さんご承知のとおりだと思いますが、自宅やモバイル媒体でどこからでも回答できるというようなところで回答率が高い。あとはスピードをもって回収できる。スピーディーに回収できる。かつ価格は低廉であるなんていうのが一般論でいうところの特徴だというふうに言われています。

このネットによる調査を使って、自社イメージについて聞いたりだとか、顧客の要望を聞いたりだとか、あるいはマーケティング調査などを行ってやるというのが一般的な利用の仕方だというふうに言われています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 何となくわかってきましたが、それでは委託先のことなんです、これ委託の新規ですから、何らかの形でどこかに委託をするんだと思うんですが、先ほどの説明だと10月中旬から11月中旬にアンケートをするんだと。12月には集計、分析をして、3月中には策定するというのであれば、予算が通らないのにとということにはなるんですが、その委託先は朝比奈氏と関係あるところにもう頼んで、およそ目鼻をつけてあるのか。

それから、380万円というのが安いのか高いのかよくわからないんですけども、高くないんですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 業務の委託先については、これやはりアドバイザーをお願いするテーマに関するところの基礎調査ということで、要は総務省でも支援事業の中で組み込んでいいですよというお話になっていますので、アドバイザーが代表を務めている青山社中という政策コンサルタント会社がございまして、そこを相手方として随意契約をしていきたいというふうに考えております。

このアンケート業務については、青山社中から、

先ほど言いましたところのリサーチ会社に下請という形で出ていくというふうに予定しております。

あとは高い安いの議論については、私も何とも申し上げようのないところなんです、実質的な経費としまして、アンケート調査にかかる経費の見積もりの内訳を見ますと190万円、それ以外に要は、Iターンを経験した方、Uターンを経験した方について個別にヒアリングをしたり、あるいは一堂に会してもらって懇談をしてもらう。そういうところの中で、生の声で要はニーズというのをも把握する。その2段階でもって把握していきたいと考えておりますので、280万円の内訳につきましては、ヒアリング、懇談に係る経費が90万円、そして直接アンケートに係る経費が190万円というような内訳をいただいております。

なお、この経費については、うちのほうも実施設計を組みますので、そのときにもう一度内容は精査した中で、実施設計書を組んで発注をしていきたいというふうに考えております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 アンケートに190万円、それから個別ヒアリングに90万円、先ほど外部謝礼を減らして100万円組み込んで380万円にしたわけですから、そうすると残りの100万円は、その青山社中に専門家の謝礼として差し上げるということになるんですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 そのとおりでございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 朝比奈氏という方がどれほど優秀なのか、どれほどのすばらしい方なのかということ、お会いしただけなのでわからないんですけども、委託してアンケートして、個別のヒアリングがあるとしても、ほかのところの課で結構ヒアリングとかアンケート調査をするときには、その

役所の職員が携わったりして、余りお金をかけない方法でやっていることもあると思うんですね。せっかく定住促進計画、那須塩原市の計画なわけですし、職員の方もいらっちゃって、何か言葉は悪いんですけども、そういう言葉は使っちゃいけないのかな。選びます、言葉を。

職員の方は、そのアンケートとかヒアリングとかいろいろな調査には結局かわらないで、全て青山社中に全部頼んで結果だけいただいて、そして政策の計画策定もみんなやっていただいとていうふうな理解でよろしいのでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 ヒアリング、懇談会等については、私たちも中に入れていただいて、直接生の声を聞いてやりとりをしたいというふうに考えていますので、そのところはやりようによって、先ほど実施計画は設計を組むときにいかほどか安くなる可能性もあると言ったのは、そういうところのお話でございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 しつこいようですが、こういう190万円のアンケートで90万円のヒアリングと、そこに市役所の職員がかかわるとしても、その策定を3月と、つまり半年の間にやることに対して、やってくださる相手方に謝礼が100万円というのは多くないのでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 私のほうが舌足らずで大変申しわけなかったんですが、アドバイス料の100万円というのは、最低10回以上、朝比奈先生に来ていただいて、朝比奈先生に指導をお願いするテーマというのは、定住促進だけじゃないんです。あとは那須塩原市のJR駅を中心にしたまちづくりについてもご指導いただく予定ですし、あとは観光戦略についてもご指導いただくというふうなと

ころで、大きく3つのテーマについてご指導いただくというふうなことで考えております。

要は、中心市街地活性化の話ですね、駅を中心とした。そちらについては建設部のほうで持っているテーマでございますし、観光戦略については当然のことながら商工サイドで持っているテーマだということでございます。企画部としては、その中で定住促進というテーマをご相談して、計画の策定にこぎつけていきたいというふうなことでございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、その380万円は、朝比奈先生に頼んでいるいろいろアドバイスをさせていただく3つの中の1つの定住促進計画の部分に関してだということで、10回ぐらい来ていただくというふうに考えていいですか。観光やほかのことについては、ほかのところでもまた予算をとってやるということですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 アドバイス料につきましては、私どものほうが総務省に申請して、私どものほうが一括で受けるという形をとっていますので、この100万円の中で3つのテーマについてご指導いただくというふうなことで考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、観光についてはもう1人、外から来ていただく方がいらっしゃいますので、二本立てで観光はやっていくというふうなことですね。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 そこはちょっと産観部でどのように考えるかわかりませんが、当然タイアップしてやっていくものだというふうなことで考えております。

山本委員 了解しました。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員 すみません。

今の関連したプロジェクトチームが結成されるということなんですけれども、どのようなメンバーで何人ぐらい、人選なんかもあるんでしょうか。1つだけ。

鈴木副委員長 課長。

藤田企画情報課長 もう既にプロジェクトチームは設置してございまして、こちらについて定住促進は幹事課長補佐8名を委員として構成しております。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員長 すみません。

そのほか質問ございませんか。

はい。

君島委員 これ、まちづくりのもので1つだけ教えてください。

今まだ予算議決前から一応青山社中に随意契約だということなんですけれども、その随意契約するのに施行令の第何号に該当させるつもりですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 何号まで、法律の細かいところまでは覚えていませんが、専門性を有するというようなところの理由でもって、随契とさせていただきますと考えております。

君島委員 はい、結構です。

平山委員長 よろしいですか。

君島委員 はい。

平山委員長 ほかにございませんか。

はい。

藤村委員 青山社中さんに依頼をするということで、前回研修に参加させていただいたんですね。あのときに青山社中さんのほうで用意されていた内容は、私があのとときに感じたのは、那須塩原市

の市民の意見が吸い上げられた観光政策になるんだろうかというのをちょっと疑問に思った点が幾つかあったんですね、先生が提案された内容で。この方、観光に関してはもう一方いらしていますけれども、外部から来られた方がかなり主導権を握ってつくられるということで、少し計画だけが何か市民とかけ離れたところでできていくのではないかという心配があるんですけれども、そのようなことはどのように調整されていくんでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 観光戦略のお話だったんですが、せんだって朝比奈先生のほうで講演会をやられたときに、先生のほうでお示した観光戦略というのは、あくまでも例示なんだと思うんです。例えばこんなことも考えられるよねというようなところのお話をされたんだと思いますので、今後観光戦略も産観部のほうで先生と相談する中で、あるいは木下政策審議監と相談する中で、より具体的な観光戦略が構築されていくんじゃないかなというふうに思っています。

あとは、外部の人の考えだけでまちづくりが進んでいっちゃうんじゃないかというようなご懸念でございますが、外部の方や我々のわからないところの気づきという部分というのは、それはそれで大切にしていかなくちゃならないと思っています。

しかしながら、このまちをどうしていくかという思いに関しては、我々この地に住んでいる者の情熱が一番熱いものだと思いますし、この地を一番知っているところの中で、その外部の人からいただいたアイデアとうまくい方向にミキシングしながら、市民が望む、そして他に誇れるまちづくりを進めていくということになるのかなというふうに思っております。

以上です。

平山委員長 よろしいですか。

副委員長。

鈴木副委員長 ここで予算ということで出ているんですけれども、予算の次に結局、定住圏人口を減らさないということに向けての調査ということだと思っんですけれども、先ほどは年度内に調整してまとめるということだったんです。すみません、その先を聞きちゃっていいかなということですけれども、このデータをもとに次は何をやるうとして、どういう段階を踏まえていつごろ何をしようかというふうに、そこまで聞いてお答えはできるでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 先ほど来ご説明しているとおり、3月末を目途にまずは定住促進計画というものをつくっていった、定住促進計画というのは基本的な大きな考え方もございますし、その基本的な大きな考え方に基づいて各種施策があって、事務事業まで並べる。そこまでセットでもって定住促進計画というものを今年度末までにつくりますので、来年度以降は、その中でまずはできるものから事業実施に向けて、少しでも1名でも2名でも那須塩原市に新たな方がお住みになるような施策展開をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

平山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

はい。

藤村委員 この前の議会で質問したときに建設部長さんからURの件のお話がちらっと出ていたけれども、URには結局もう区画整理されているところは無理だということで断られたということだったんですけれども、URなんかは本当に都市開発はすばらしいノウハウを持っていますし、

URさんなんか企画してもらおうというのも一つだとは思っんですけれども、青山社中さんだけに今後に限って意見をもらおうということなんでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 今のURの関係につきまして、私どもが直接かかわったお話しじゃないものすから、建設部長がおっしゃったとおり、要は真っ白のところから都市づくり、団地整備をしていくあたりについては実績があるし、そちらについては手がけるけれども、1回下地ができちゃったところのリニューアルについては、なかなか難しいですよというふうなお話だったと思います。そんなことだと思いますので、あとは朝比奈先生だけに要は頼って、今後まちづくりを進めていくというふうな件につきましては、私どものほうはなるべく多くの方に広範にわたって意見を聞く中で、いろいろな意見をいただいてまちづくりに反映していきたいというふうに考えております。偏る話ではないというふうに考えております。

平山委員長 よろしいですか。

藤村委員 はい。ありがとうございます。

平山委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 それでは、質疑がもうないので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論はないようですので、討論を終結、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第59号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、お願いします。

藤田企画情報課長 （認定第1号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見のほうをお受けいたします。

山本委員。

山本委員 歳出63ページの情報管理費の中の関係システムの管理費の最後の使用料のバックアップのサービスは、これ新規なのかと思うんですが、196万3,500円をTKCに支払ったということなんですが、これはバックアップは必要なことなんですが、毎年毎年この経費が今度かかってくるというこの理解でよろしいですか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 おっしゃるとおりでございます。

山本委員 わかりました。

藤田企画情報課長 今までは自前のサーバーについて自前でもってバックアップをとっていました。それと、さらにデータセンターに預けて二重のバックアップをとるというようなことでございます。

山本委員 了解です。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。よろし

いですか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」「すみません」と言う人あり〕

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 ちょっとタイミングを逃したかもわからないんですけども、申しわけありません。よろしいですか。質疑になるのか。申しわけありません。

平山委員長 どうぞ。

藤村委員 ふるさと寄附金が34ページです。寄附金があるということなんですけれども。

このふるさと寄附金というのは市民とか市内じゃない人から寄附されているものなんでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 市民に限らず、那須塩原市に好意をいただいている方も、県外の方でもどちらでも結構だということでございます。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 それで、那須塩原市に思い入れがある方ということは、もしかしたら東京にいらして、故郷が那須塩原で、いずれは帰ってきたいと思っ  
ていらっしゃる方もその中にいらしたりするのかなと、ふとさっきの関連で思ったんですけども、そういう方にも例えば那須塩原に求める未来像みたいなものをお聞きすることは可能なんじゃないかな。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 聞くことは可能だと思いますので、今大変いいアイデアのお話をいただきましたので、今後可能であれば、そういう中で聞く人もちょっとピックアップしながらいろいろと意見を伺っていくことも考えていきたいと思

藤村委員 ありがとうございます。

平山委員長 よろしいですか。

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

山本委員 企画情報課でさまざまな機器というのはパソコンとかいろいろなもの借りていて、これ全部足すとかかなりのお金になると思うんですね。それで全国の今特に市では、単独の市だけではなくて、広域にやることで経費を安くしたり、自分たちで開発して経費を安くしたりというような例があるような気がします。

私もパソコン関係のいろいろな情報は難しくて、何度聞いても、何でこんなとかわからない部分もあるんですけども、今入ってくるものが減っている中で、こういうところで聞いていると何百万、何千万を足すと億というものの中で、見えない部分ではあるんですけども、とても大切な部分で、まだまだ考える余地がたくさんあると思うんですけども、那須塩原市として今後もこのように全てをTKCだの富士通だの何とかに全部頼んでやってもらうというようなことでいくのか、

あるいは自分たちで何か広域でやるとか、自分たちで考えるとかというような考えを少しでもお持ちになっているのかどうかについて、ちょっとお聞きしたいと思います。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 今議員さんご指摘の話につきましては、私ども全く同感の思いがありまして、まず身近なところとしましては大田原市、那須町、そしてうちということで、3市町のOA化推進に関する研究会というものを昨年度立ち上げまして、その中で一つの事例としてはコンビニ交付ですね。それ以外につきましても那須町と、あるサーバーを共有することによって、そこで割り勘効果を出したというような実績もございます。

今後、共同利用という部分の一つの大きなテーマになりますので、こういう研究会等の中でいろいろ議論しながら、できるものから共同利用にこぎつけていきたいというのが1つございます。

あともう一つは、実際、平成27年度の12月末日をもって基幹系システムと情報系システムがリリースということで更新になります。現在、委員さんご承知のとおり、基幹系についてはずっとTKCとやってきたという経過がありますので、今回の更新に当たりましては、要は競争性を出す。それは価格とあとは性能という部分で、競争性が発揮できるような調達を目指すというようなところで、なかなか我々だけだと競争性を発揮できるような仕様書とかそういうものができないんで、先ほどご説明したとおり、仕様書の作成業務というものをOAのアドバイザーというか、そういった業者をお願いして、そういう仕様書をつくって、競争性を持った調達に向けてまいるというようなところで、性能もよくしたいし、価格も安くしたいというようなところで、今までの固定化した会社からの調達から脱却していきたいというふうに

考えているところでございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 なぜそういう話をしたかという、隣の大田原市に富士通などの会社がありまして、そこを退職した技術者の方等と話す機会が結構あるんですけども、そういう方の本当にぶっちゃけ話というか、内々の話を聞いていると、行政関係のそういうものというのは物すごく高いというか、もうかるというか、そっちからいうと、というようなものだということは、多々聞いております。

それで、やはり市も経営感覚は持つべきだし、ほかのところでは非常に小さなお金を100万円とか何千万とかで減らしているということを考えると、この予算の支出を見るたびに、こんなにかかっているものかなというのが、非常に素人考えなんですけど、感じて3年間来たところなので、今コンサルをとおっしゃいましたが、高いお金を出して都会からコンサルを呼んでこなくても、地元で大田原の富士通などの人たちが那須塩原に結構住んでいらっしやいますし、そういう方たちは知識も那須塩原市も知っていらっしやいますので、何でもかんでも総務省とか偉いところから連れてくるという考えではなくて、地元の人材を使ってとか利用して、そういうことを気楽な形でいいので聞いていただいて、こんな形でできるよというようなことをやっていただくようなやはり姿勢に変えていただけたらいいなという要望でお聞きいたしました。

ぜひそういうことも考えて、何でも肩書だけでコンサル、コンサルというのは、私はまずいなというふうに感じています。

以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

玉野委員。

玉野委員 定住移住という中で、なるほどそ

う調査方法かなというのは、私は那須塩原にいなから、そういう広い範囲から聞くことの方法論を採用したらばというのをお聞きしたんですが、その結果3月にまとめられ、それをどのようにまとめられたという、まとめられたことはいいですけども、どういう内容であったとか、どういう形式だと、すごい楽しみなんですけど、どういう形でお聞きできるようになるんでしょうか。

平山委員長 課長。

藤田企画情報課長 アンケート調査、この内容だけで、単独でそれをお示しするんじゃなくて、それと計画書の附属資料的なところで、セットで3月の議会等にお示しできればというふうに考えております。

平山委員長 よろしいですか。

玉野委員 はい。

平山委員長 そのほか。はい。

藤村委員 すみません。山本議員の賛成で私も同じ意見を持っておりまして、たまたま私もうちの会社でも個人的にTKCさんと契約しているんですけど、やはりそういう会社に対しては、かなり向こうもビジネスですから丸々出された提案を丸のみしてしまうと、不必要なものも含まれてしまうので、提案に対しては中身を精査していく必要があると思うんですね。

プロが提案してくるものに対してこちらが精査するというのは、本当にこちらもちきちんと勉強していないとできないことなんですけど、さっきおっしゃったように外部から連れてくるのではなくて、情報系というのは今会社経営の中では一番肝心かなめになってくるので、職員で専門分野のたけた人を育てていかないと、将来的に機械システムも全部外注、中身もまたコンサルタントということでは、後追いになってしまうので、それを精査できるだけの職員の方、若い方を、おっしゃったよ

うにプロの方のある程度レベルのある方も望める  
でしょうし、若い方もどんどん入れて力を入れて  
いってほしいなと思うのです。

以上です。

平山委員長 よろしいでしょうか。

そのほか委員さんでありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 企画情報課の皆さんからその他で何  
かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 ないようですので、企画情報課の審  
査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といた  
します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を  
開きたいと思います。

#### 秘書課の審査

平山委員長 それでは、秘書課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、  
できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、秘書課につきましては、常任委員会に対  
する付託案件がございませんので、決算審査特別  
委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行いま  
す。

#### 認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

平山委員長 では、認定第1号 平成24年度那須  
塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題  
といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、よろしくをお願いします。

菊池秘書課長 （認定第1号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお  
受けいたします。

藤村委員。

藤村委員 すみません。55ページです。広報が今  
回、編集用のフォントを買われたということですが、  
私ちょっとわからないのでお聞きしたいんです  
が、マックは使われているんですか。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 使っておりません。

平山委員長 はい。

藤村委員 ということは、ウインドウズ用に例え  
ばイラストレーターとかのソフトを買われたとい  
うことでしょうか。

〔「もっと大きな声で」と言う人あり〕

藤村委員 声が小さいですか、すみません。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 おっしゃるとおりでございます。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 やはり将来的にデザインデータ広報用  
を市で完結してつくろうと思うのであれば、やは  
りマックは必要なんじゃないかなと思うんですね。  
ウインドウズでイラストレーターを動かしたとし  
ても、やはりマックならではのことがあるので、  
印刷会社とやりとりするのであれば、ウイン  
ドウズ経由でやるよりもマックでつくったほうが

いいと思うので、もしこれを市で完結したいと思っているのであれば、将来それ用にマックを購入することも必要なのではないかなと思ったんですけれども。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 その辺は、今後研究させていただきたいと思います。

平山委員長 山本委員。

山本委員 関連で55ページなんですけど、これ広報なすしおばらに何年か前から秘書課のほうで、自分たちでソフトでつくり始めているんだと思うんですね。現在はUSBを印刷屋さんに持って行って、これをお願いしますというふうになっているのを時々見ますので、多分そうやっているんだと思うんですけれども、今、藤村委員がおっしゃったように、フォントについては、私は広報なすしおばらはデザインをすばらしくして、きれいに見せるというよりも中身が問題だと思うので、別にその中にある文字でも何ら遜色はなくて、おとしでしたかね、だんだん物すごくデザインばかりがすてきになってというような広報になっていた。去年はそうでもなかったと思うんですね。

ですので、この辺は何を目的として広報をつくっているのかということもやはり再度検討はしていただいて、私はやっていただきたい。

だからフォントを買うのは悪いとは言わないし、別にやってもいいと思うんですが、18万9,000円が本当に必要なのか、もともとある文字がなくてはならないわけですよ、たくさん入っているのになぜこういうものが要するのかということは、余り高いものではないですけども、考えていただいてもいいのかなというふうに私は思うんですが、どういうふうにその辺は考えているんでしょうか。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 ただいま議員がおっしゃられたこ

とも、もっともなことだと思います。

やはりまずはわかりやすく正確にというのが第一前提だと思いますので、その基本を第一に考えまして、あわせて見やすさを求めていくと、デザインのほうも欲しくなるのかなとってきますので、まず基本の部分をお忘れしないで、さらに見やすさを求めていくというような考えではありますので、その辺はもう係内で研究してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

平山委員長 よろしいですか。

山本委員 オーケーです。

平山委員長 ほかに質問ございますか。

はい。

君島委員 すみません。ちょっと確認とらせてもらいたいんですが、51ページで秘書事務推進費の中で、特別参与の方に対する旅費というのはどういう扱いになっていますか。旅費。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 すみません。説明が漏れて申しわけございませんでした。

旅費の分の費用弁償の11万8,880円、この分が特別参与の旅費となってございます。4回分の旅費となります。日帰りで済んだ日と2日間滞在というのがありますので、その合計額が11万8,880円となっております。

以上です。

平山委員長 君島委員。

君島委員 ちょっと私もこれここで出てくると思わなかったんで、条例のほうを確認しなかったんですけども、条例の中でうたっているのは、報酬については旅費を含むということであっていいなかったでしょうか。ちょっと確認なんですが。私、飯田市の市長が入るときに報酬を特別上げないところは払っていけないんじゃないかなと聞きましたら、上がってこないで7,400円の報酬で支

払う。7,400円の報酬を払ったんでは、当然飯田市から本市までの往復の運賃にもならないということですから、当然報酬が上がるとしたら、報酬が議案として上がらないで7,400円のままだったので確認をしたときに、含まれるというような条例の中でうたい方をしていたような気がしたんですが、条例を持ってきていないんで確認はとれていないんですけれども。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 要綱の中で、特別顧問等の報酬及び費用弁償については、那須塩原市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の定めるところによるということで、報酬についてはその他の非常勤特別職の日額7,400円という形でやっております。旅費については実費弁償という形で対応してございます。

君島委員 要綱で定めてあるということですね。

菊池秘書課長 はい。

君島委員 わかりました。ちょっともう1回、条例確認してみますので、いいです。

平山委員長 よろしいですか。

君島委員 はい。

平山委員長 ほかにございますか。

副委員長、鈴木さん。

鈴木副委員長 39ページ、諸収入ですけれども、市のホームページバナー広告収入というのは8社で先ほど144万円ということですが。

〔「企画」と言う人あり〕

平山委員長 企画、この下。

鈴木副委員長 これ企画、広報なすしおばらのほうですね。すみません。

30万円のほうで質問させて。これは積極的に募集をかけているのかどうかだけ質問させてください。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 随時広報紙の紙面の中で、広告について掲示のお知らせとか、募集のお知らせ記事を載せてという形で、どちらかというと紙面のあいているときというパターンが多いかなと思います。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 すみません。私、初めて総務になったので単純な質問、これ推移というのは固定化されているのか、入れかえてやったりふえたりという経過はどうなんでしょうか。

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 個々に単発に広告を掲載するという形なものですから、年間を通してどこの事業所を載せているというわけではございません。何月何日号に掲載してほしいということの依頼を受けて、それで載せているという形になります。

鈴木副委員長 はい、了解です。

平山委員長 私質問していいですか。

鈴木副委員長 委員長。

平山委員 すみません。

もう一つ、私も同じ広告収入の件なんですけれども、那須塩原市の広報の話なんですけれども、そのほかに例えばエレベーターの中とか、よく玄関のマットとかに、そういうふうな広告という形で財源をつくっているところもあるんですけれども、そのような考えはありますでしょうか。

鈴木副委員長 部長。

片桐企画部長 広報のお話とはちょっと違うかなと思います。

平山委員 わかりました。

鈴木副委員長 戻します。

平山委員長 そのほかございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「すみません」と言う人あり〕

平山委員長 課長。

菊池秘書課長 1件、先ほど説明の中で、市長交際費の件数を211件と言ったんですが、申しわけございません。209件の誤りでございます。訂正させていただきます。

平山委員長 わかりました。

よろしいですか。討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他について委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 秘書課の皆様から何かございますか、その他で。

課長。

菊池秘書課長 その他の形で情報提供ということとさせていただきます。

ふるさと応援隊について情報提供させていただきます。

このふるさと応援隊につきましては、3月議会の質疑や常任委員会の中で(仮称)ふるさと大使という名称で説明していたものでございます。このほど事業を進めるに当たりまして大使という名称ですと、著名人というイメージが先行してしま

うものですから、その名称をふるさと応援隊と変更しましたので、お知らせいたします。

この応援隊につきましては、市外の方50名程度で構成するものでございます。那須塩原市の外から本市の魅力についてPRしてもらおう形となります。

活動に当たりましては、市で用意しました本市の紹介を兼ねました特製の名刺や観光パンフレット等を利用して、周囲にPRしていただくものでございます。

なお、この応援隊のメンバーといたしましては、ふるさと意識の高い、郷土愛の高い、東京栃木県人会加入の本市出身者と、ふるさと寄附金の寄附者を想定してございます。今月からこれらの方々を対象に募集を行ってまいりますので、ご報告申し上げます。

平山委員長 ありがとうございます。

〔「ちょっと追加で」と言う人あり〕

平山委員長 はい。

片桐企画部長 当初ふるさと応援隊ということで公募ということも考えたんですが、初めてということなんで、意識の高い方ということで、寄附をいただいている方とか県人会に入っている方を最初にお声かけしたいということで始まりました。平山委員長 その件についてちょっと質問いいですか。

例えばどのような分野とかそういうのはもう一切関係なく。

片桐企画部長 関係なくですね。分野関係なく。

平山委員長 年齢も関係なく。

〔「意識の高い人」と言う人あり〕

平山委員長 わかりました。意識の高い人。ありがとうございます。

それでは、ないようですので、秘書課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 市民協働推進課の審査

平山委員長 市民協働推進課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、市民協働推進課については、常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

#### 議案第59号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

平山委員長 議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、着席のままです。よろしく申し上げます。

大武市民協働推進課長（議案第59号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお

受けいたします。

副委員長、鈴木さん。

鈴木副委員長 5ページの里の”守”サポート事業なんですけど、30万円追加するということですけども、これは継続的にまず毎年これから出していく予定はありますか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 実はこれ県の補助事業関係で事業期間が3年間ということになっています。一番最初が24年度だったんですけども、最初の年に計画をつくり、それからその次の2カ年、25と26になりますけれども、その2年の中で事業を実施していく。その事業に対しては、2年間で総額200万円の補助対象にしますよということで、事業期間が2年間ということに限られているんですね。

実際うちのほうでスタートしたのが24年12月からだったものですから、24年中にはなかなか全部プランが描き切れていない部分もあったんですけども、そんな形でスタートしたということで、事業を企画すれば、この後、25と26の2年間ということで考えています。

平山委員長 はい。

鈴木副委員長 人口は減少しているということだったので、それに対して何かしていかなきゃいけないというのは大切だと思うんですけど、この事業計画書を実は私もよく見ていないんですけども、この補助金がなくなったりした後の対応というのはその中に書かれているんじゃないかと思うんですけども、そういったこととか、それから今これの対象にしている地域の人口というのはどのくらいになるんでしょうか。2つお願いします。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 対象地区なんですけれども、百村本田、それから百村新田、穴沢、笹野曾

里、その4地区を今回対象にしています。

人口については660人、その地区でおられるということですよ。

もともと県の補助事業の指定を受けるためには、55歳以上の方が人口の半分以上というような状態になって、あと中山間地というような条件があったものですから、そういった条件を満たすということで、この地区を指定しております。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 この事業をしてだんだん高齢化していくのを食いとめて、逆に人口増加ということは、これは主としてないんじゃないかと思うんですよ。これが持っていこうとしている方向というのはどういうことかということをもう1件、お聞きします。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 どうしても地理的な条件が不利だということで、人口が当然減少傾向にあるというようなことで、今後もふえていくことはなかなか難しいだろうということなんですけれども、ただ、やはり昔からそこにお住まいの方はそこにずっと住み続けたいということもありますので、将来に向かって住みなれた地域で安心して暮らせるように、住人同士の助け合いですとかコミュニティが途絶えないように、その辺の維持再生あるいは1つの地区だけではなくて、隣の地区との協力とか、そういった関係、横のつながりもというような形でそこに住み続けられるようなコミュニティを維持していきたいということを目的に始めている事業です。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そういったことはどこの地域でも、那須塩原市のそこに限らなくても、いろいろな地域で起きていることで、やはり協力体制をつくっていかなくてはいけないということで、この補助

金ももらっていないところもやろうとしていると思うんですよね。だからここが特にお金を出すというのであれば、どういうことを具体的にやっているかというのを私らなんかも聞くことができるんですか。こういうことでほかと違う力を使って活性化させているというか、人口を食いとめるのは難しいにしても、どういうお金の使われ方ですよ。最終的にはそうなっちゃうんですけども、その辺わかるところがあれば、どんなふうにお金が具体的に使われているか。もしどこかで説明を受けていたら、私が聞き逃していると思うんですが。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、何で百村地区なのかということからなんだと思うんですけども、実際にほかにも市内にはそういった対象になる地区が何カ所かあることはあるんです。ただ、うちとして百村地区というふうにしたのは、まず穴沢小学校が百堂念仏舞というのが途中で一時中断しちゃっていたんですね。それを復活させるために、穴沢小学校の区域というのは百村地区よりもっと広い区域なんですけれども、穴沢小学校で百堂念仏舞を復活させたいということで、子どもたちに教えるような取り組みをやっていたものですから、それがマスコミに取り上げられたり、じゃ、そういったものが一つの核になるのであれば、もちろんそれだけではないんですけども、そういったものを中心にして何か新しい取り組み、住民同士のつながりができないかということで始めたものなんです。

実際には、この補助金を使うことで衣装がそろえられたり、おかげさまで復活してマスコミなんかに乗ったものですから、今度秋にはまた出演依頼というんですか、ほかにもいろいろ来ているというふうないろいろあったり、もちろんこれだけ

ではなくて、そのほかにも来年度に向けて写真展ですとかいろいろな地域の皆さんに考えてもらっている事業をこれからもやっていきたいというふうには考えております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 同じところなんです、先進地の視察も予算の中という表現があったと思うんですが、この場所のこういうサポートしていい方向に行ったということと、戸惑っているというか、さまざま選んだと思うんですが、その辺の背景を含めてまたどの辺なのか、支障がなければ教えていただきたい。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 地域での受けとめ方みたいなことでいいですか。

〔「先進地」と言う人あり〕

大武市民協働推進課長 先進地の場所ですね。

実は去年というか、昨年度1回、行ったのは、鹿沼市のくら～ねの里というところに行っています。具体的にはどこというのは、まだ地域の方にお諮りしていないので、行く場所がまだ決まっておりますけれども、県内でもほかにほかの地区でモデル的にやったり、里の“守”サポート事業というのを受けてやっている地域なんかもあるものですから、そういったところに見に行ければいいかなというふうに考えております。

平山委員長 よろしいですか。

玉野委員 結構です。

平山委員長 ほかにございませんか。

藤村委員。

藤村委員 里の“守”サポート事業の内容そのものがちょっと私はまだ理解できていなくてお伺いするんですが、今お祭りのことをおっしゃっていたんですけれども、例えば景色の景観のようなも

のを維持するということも、この事業の中では考えられるんですか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 例えばハード事業ですね、物をつくっちゃうとか、そういうことでなければソフト事業、ですから、景観の維持とかというのももちろん地域の皆さんがそういうふうに課題として捉えて、何か統一したものをやっていきましょうということであれば、当然そういったことは対象にはなりません。

藤村委員 ソフトだけですか。

大武市民協働推進課長 そうです。ソフト事業。だから、何か物をつくっちゃうというのはちょっと対象にはならないんですけれども。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 すみません。私がお聞きしたかったのは、要は電線を例えば地中に埋めるとか、そういうようなことというのはこれでは賄えない、求められないということなんでしょうか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 例えばこの地区のどこをどういうふうにと、計画を立てることは多分できるんだと思うんですけれども、それで実際に穴を掘って埋めちゃうということは、この事業の中ではできないです。

藤村委員 わかりました。ありがとうございます。

平山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきことに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第59号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大武市民協働推進課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 途中なんですけれども、また休憩しまして、午後1時から開催したいと思います。よろしくお願ひいたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

平山委員長 休憩前に続きまして、審査を行ってまいります。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 市政報告書の中の60ページ、61ページ、車座談議推進事業、この質疑については多分、松

田議員のほうも質疑をしておりました。その中で地域事業交付金ですか、この中の東那須野地区スイセン等植栽事業について、この90万円というのは、全部これスイセンの球根なんですか。

これが1つと、61ページの市民提案型協働まちづくり支援事業について、この部分については鈴木紀議員が質疑をしたと思っております。企画部長が多分お答えをしていたんですが、その中で民間の人が3名、それプラス、企画部長と副市長が一応審議して、その事業を決めるということで、14事業について審議して、10事業今回承諾をされたということなんですが、10事業については、この前、話は聞いておるんですが、その後4事業について、採択されなかった原因について、その4事業はどんな事業が採択されなかったということをちょっと聞かせてもらいたいんですが、とりあえずそこまでです。

平山委員長 課長、お願いします。

大武市民協働推進課長 まず、東那須野公園のスイセンの植栽事業ですけれども、植えたものはスイセンの球根6,500個となっています。基本的に90万円のうちの大半がスイセンの球根代なんですけれども、それ以外、若干、参加者の飲み物代ですとか、そういったものにも一部は使われておりますが、基本的にはスイセンの球根代です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

大武市民協働推進課長 それから、市民提案型の協働まちづくりで採択されなかった事業について、採択されたのは手元にあるんですけれども。

伊藤委員 すみません、いいですか。

平山委員長 はい。

伊藤委員 なぜ採択されなかったのか。ちょっと私はここ興味があって、これからやはり市民協働型の提案ということで何か提案していきたいという部分も地域でありますので、それで採択されな

かった原因というのは、14のうち4つはこういうことがあるのかということであって興味があったものですか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、審査については先ほど委員さんおっしゃられたとおり5人の方が審査しました。それで基本的に審査の項目を決めておいて、公益性ですとか実現性ですとか、そういったものをマルバツ式で審査していったんですけども、その中で4つだけは採択にならなかったんですね。具体的な理由については、例えば団体の運営費に充てようとする。例えば家賃ですとか電気代ですとか、そういった部分に充てようとするものですか、あとは、通常の民間の会社の応募などもあったんですけども、通常の会社の事業の範囲内のものだったりですか、そういったもので採択にならなかったものがございます。

平山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 この市民提案型なんですけど、これはいつの時期に提案をして、企画部長とか副市長、その他5人でそれを決定したのかという時期についてはいつでしょうか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 実際の審査を行ったのは6月19日だと思います。応募を受け付けたのは5月の連休明けまで受け付け、4月から5月の連休明けまで受け付けてました。その後6月に、公開プレゼンテーションという形で皆さんに集まってもらって、その場で、みんなが見ているところでプレゼンテーションを行うという形で、そこで当然審査員もそれを見て審査をします。

伊藤委員 そういうことをやったんですか。

平山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 市政報告書の中で、あと、164ページに塩原温泉、トテ馬車後継者人材育成という部分

についても、この部分については多分相馬剛議員のほうで質疑をしたと思っております。それで、今回やはり採用された部分の中で、塩原温泉トテ馬車ということで、これは認定されているんですが、これは同じようなことだと私は思うんですが、違うんでしょうか。やっぱり40万5,315円と、今回こっちのものを44万5,441円ということで計上されているんですが、この違いというのは。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 こちらの私どものほうで支援した塩原温泉トテ馬車存続応援事業については、具体的にトテ馬車の関連グッズの開発、今回支援したのは温泉水を使ったサイダーを試作してみたりとか、そんな提案があったものから、それに対して支援をしたもので、後継者育成の事業とは全く別。

伊藤委員 別ですね。はい、わかりました。

平山委員長 ほかにありませんか。

藤村委員。

藤村委員 2つあるんですけども、まとめて言うてよろしいでしょうか。別々のほうがよろしいですか。

では、1つ目が61ページの一番上の黒磯駅前の「花・ハナ・はな事業」に66万7,958円ということなんですが、これは黒磯駅前のどの部分なんでしょうか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 事業の名称のとおり、地域緑化といいますか、花の栽培というか植栽というか、それを実施したんですけども、場所的には黒磯駅前の築山、それと駅前通りということですよ。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 若松議員が一般質問のときされていた、草ぼうぼうだったところとはまた別なんでしょう

か。そこはここに管理してもらうことはできなかったんでしょか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もともとは別な場所ということで、こちらからお願いしてやっていただいた事業ではなくて、向こうからの提案を受けた事業なものですから、最初からその提案の中に入っていなかったということです。

平山委員長 ほかに。

藤村委員 もう一つですけれども、65ページの男女共同参画の項目の中で、男女共同参画の下から2番目で、那須塩原市地域婦人会連絡協議会で72万6,100円というのがあります。この男女共同参画費というのをずっと上から順番に見ていって、すべていろいろ男女共同参画にかかわる何かをしたんだなということは何となくわかったんですが、この地域婦人会連絡協議会72万円というのは、男女共同参画のどういったことをやってもらったんでしょか、教えてください。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 こちら72万6,100円については、那須塩原地区の地域婦人会の連絡協議会という各地区に婦人会、塩原地区、西那須、それから東那須、黒磯とあるんですけれども、それが一つになった、まとまった連絡協議会、そこに対して補助を行ったんですけれども、地域の婦人の声を届けるということで、例えば婦人会の方々に市のいろいろな委員さんなどの選出をお願いしているんですね。例えば具体的には、

鈴木市民協働推進課長補佐 スイーツコンテストの委員だったり、私が言っているんですか。環境審議委員さんだったり、国保運営協議会の委員さんとかが、委員に選出されております。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 委員に選出されていることはわかるん

ですけれども、例えばこのフォーラムだったら80万円の委託事業を行っているということがわかるんですが、じゃ、この委員を委託しているというだけで72万円かかるんでしょか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろんそれだけではございませんで、それぞれ地域でやる事業ですとか、例えば市のほうからいろいろ婦人会の方々に応援をお願いする事業、例えば巻狩まつりですとか、そういうイベントですね。そういったときにいろいろ出ていただいて協力をしていただいています。それも全部交通費もなしで手弁当というわけにはいきませんので、そういったものに使うということです。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 イベント運営というのは産業観光のジャンルでお金が出るものではないんですか。男女共同参画で出すものなのですか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろん産業観光のほうからどういうふうな出し方をしているかはわかりませんが、これはあくまでも婦人会の連絡協議会というところに出してもらって、その中では当然地区へ配分したり、そういったやり方はしているんですけれども、具体的に交通費ですとか、そういった形でそれぞれ婦人会に交付しているものです。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 手弁当でいろいろな市の事業に参加している市民は、男女共同参画にかかわらず、あらゆる分野ですごくたくさんいらっしゃると思うんですね。なぜこの婦人会のここへの補助金が男女共同参画の項目の中でこの金額なのかというのが、ほかの団体とのバランスとか見ても、ちょっとすぐに承服できるものではなかったの、もうちょ

っと具体的にこの金額の内訳が精査できないものかなと思ってお聞きしました。

平山委員長 はい、お願いします。

鈴木市民協働推進課長補佐 ただいまご質問にありました婦人会関係なんですけれども、24年度ですと5の地区が地区婦人会ということで、黒磯、東那須、鍋掛、西那須、塩原、5地区ということで、全部で710人ほどの会員数があります。その中で、今課長のほうからありました、これは地域連絡協議会のほうに出されている婦人会の72万6,100円ということになってはいるんですが、この内訳は、市の連絡協議会のほうと、あとは地域のほうに配分しまして、運営資金ということで、地域での交流会、あとは自分たちの意識高揚のための研修会、それとあわせて市全体での研修会ということで、それとイベントにおける協力関係の出役ということで出しているものでありまして、地域においては、さまざまなイベント関係というのは婦人会は必要不可欠というか、人数的にも相当しますので、活躍していただいているのと、あとは地域のイベントに入っているだけではなくて、地域の、年齢的にはどんどんちょっと高齢化している状況の部分があるんですけれども、地域でのさまざまな催しに携わるのとあわせて、地域活動の横の連絡といいましょうか、それなども進めているような状況でもあります。活動的には今申し上げましたような地域に欠かせないようなイベントとか、あとは交流会、視察研修、それにおける運営費というふうになっております。

以上です。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 本当に何度もお聞きして申しわけないんですが、結局それがなぜ男女共同参画の項目の中に入るのかというのが、ちょっと境目が私、わかりにくかったので、例えば先ほどの車座でやっ

ていらっしゃることとか、地域活動推進事業とか、ゴール事業、ロクマル事業とありますけれども、それと婦人会の方がやられているのは、それとは違って男女共同参画の事業でここに入っているというご説明になりますか。

君島委員 ちょっと委員長いいですか。

平山委員長 はい。

君島委員 藤村さんがお聞きしたいのは、婦人会に対する補助金を何で共同参画費から出さなくてはならないんですかということをお聞きしたいだけなんですよね。ただ、今やっているように、課長とか補佐のほうから説明があったように、いろいろなものに参加をしますよと言ったら、その参加をしているところで計上してもおかしくないんじゃないですかと。もしくは、あと上げるとすれば、教育委員会のほうの生涯学習の中で婦人組織の育成という形で婦人会の補助金という形が出るのであれば納得いくんですけれども、男女共同で何で婦人会のもの、これは男の人と一緒にやっている団体の補助金というのとはわかりますけれども、男女とセットでしているものなのに、女の人の組織に出すものを何でここから出すんですかというのが、きちんとした説明をお願いしたいということをお聞きしているんで、活動の中身を聞いているんじゃないかと、出す項目を聞いているんで、その辺はよくしていただいたほうがいいのかと思います。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、捉え方によっていろいろな項目から出すことは可能なんだとは思っています。ただ、今回市のほうの予算では男女共同という切り口というんですか、そういう見方からこの項目に計上しているというだけの話で、捉え方によってはもちろん別な科目から支出することは可能だと思いますけれども。

平山委員長 山本委員。

山本委員 続きです。課長のお答えを聞いていると、とてもそこが問題なのかなと思うのでお聞きするんですけども、別に私は女性だけの団体が男女共同参画のことをできないとか、できるとかいうことはないと思うんですね。ただ、地域婦人会連絡協議会が、例えば市がやっている男女共同参画のいろいろなイベントとか催しとかに積極的に参加しているかといえば、私はそうは思いません。

それで、また、例えば先ほどどんなことに婦人会がといったときに、まず出たのが巻狩まつりというふうに出たということ自体が、まず男女共同参画を推進する団体なのかなと、私などはとてもびっくりいたしました。そういう意味では、今課長がほかのところを出すこともやぶさかではないということであるならば、やはり市の補助金は補助金審査会でも大いにもめた、いろいろもんだところでありますので、どこから出すかというようなところ、その出しているものがどういうふうに使われているのかは、もちろんそちらできっちりと把握もしていらっしゃるでしょうし、間違ったことに使っていることはないと思うんですけども、巻狩りというのが先に出てしまうところが、とても私には違和感がありました。

ですので、やっぱり男女共同参画の考え方を推進するというのと巻狩りは少しやっぱり違うのではないかなと思いますので、やはりこれは今後、どこから出すかということは1つの考えることをしていただくのがいいのではないかというふうに思いますし、ずっとここで出しているということに対しては、私も何でかなというふうに感じます。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 ここで出すのがいいかどうかについては検討はさせていただきたいと思

います。巻狩まつりとたまたま言ったのは単なる例示でありますので、それがもちろんメインだということではありません。それはちょっと私の説明の仕方が下手だったと思います。申しわけありません。

平山委員長 山本委員。

山本委員 もう一つ、ここの部分で、それなら地域婦人会はここで補助金を出しているということは、その婦人会のいろいろな要綱とかはもちろん市が把握していると思うのですが、この婦人会が男女共同参画について目的の中にそういうものが入っているんだと思うので、その部分お知らせください。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 要綱の中にそういった男女共同の目的がということですね。

平山委員長 山本委員。

山本委員 要綱というか、つまり例えばその下にある男女共同参画を推進する団体の連絡協議会の規約の中にはきちっと男女共同参画を推進すると書いてあります。であるならば、地域婦会にももちろんそういうものがなければ、ここで出さないですよ。ですので、すみません、私は婦会に入っていないし、入れてくれなかったので入れないですけども、そういう組織ですよ。何かわからないんですけども、それなので、この連絡協議会の、すみません、規約も知らないの、この際ですので、その中のこの会の目的の中に男女共同参画に関するものがあると思いますので、それを教えていただければと思います。お読みいただければ結構です。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 目的ですけども、各地区婦会との連携を密にし、会員相互の親睦を深めるとともに、教養を高め、婦人の立場から市の

発展と社会公共の福祉に寄与することを目的とするというふうになってます。男性の視点はないんですけれども、婦人の立場からということで、実際に地区の婦人会、地区では、実はその下にある、輝きネットなすしおばら、男女共同参画を推進する団体があるんですけれども、そこに加入している地区婦人会というのは、実際にはございます。そういった活動を、ですからしているということです。

平山委員長 山本委員。

山本委員 今、質疑と意見もということなので、もう最後にしますけれども、ぜひ5つある婦人会の方たちも同じような目的でこの男女共同参画の中から多大な運営費、その下にある連絡協議会の10倍以上のお金をいただいて運営している立派な会だと思しますので、5つのうち1つしか入ってくださっていないと思いますので、あとの4つのところもぜひ一緒にこちらの協議会に入っていて、男女共同参画のたくさんのイベントとかセミナーとかフォーラムとかやっていますので、そちらに協力をしていただけるような努力を市もしていただければと思って、ここはそれで終わります。

次にまだ質問あるんですけれども、それはいいです。いいですよ、どうぞ。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 60、61ページに係る車座談議推進事業についてお尋ねをします。

これ名称は車座談議という名前がついていますが、幾つかちょっと切り口があるんですけれども、まず、この委員の数と、それから年間の各地区の各車座談議の会議数と、参加者の委員の数に対して、ずっと出席している人の割合というのはわかりますか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、委員の数なんですけれども、もちろん各地区によってばらつきがございまして。ざっと見たところで、21人ぐらいの地区から46人というような地区もございまして。合計で委員数、単純に15地区足すと453の方が委員になっていらっしゃる。

会議の数なんですけれども、これも当然地区ごとにはばらつきはございます。少ないところですよと年2回あるいは多いところですよと会議だけで9回とか、それ以外にまた当然事業なども持っていますので、そういった運営の仕方をしているということです。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 その年2回、それから多いところは9回。9回というところは、例えば委員の数が仮に中とって30人ぐらいだとしますけれども、最初は30人集まるんですが、だんだん傾向として参加率が下がるなどということは、そういったデータというのはありますか。出席率ですね。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 それぞれの会議の出席率まではちょっとこちらでは把握はしていません。申しわけありません。

平山委員長 副委員長。

鈴木副委員長 説明に当たってもう一つまた質問をさせていただきます。

この15地区が車座談議運営委員会を行っているようなんですけれども、その中で事業をやっているのが7地区、そうすると、残りの8地区は実際車座談議運営として立ち上げているんだけれども、何をやっているんですか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 もちろん運営ということていろいろ会議とか視察とか行っていますし、あと場合によっては、その運営交付金の中でも若干

の事業を行っているようなところもあります。例えば八ロープラザの地区の車座談議というのがありますが、あそこへは事業交付金を出してはいないんです。運営交付金だけなんですけれども、実施にやっている活動とすれば、安戸山の山開きとか、そういった活動もやっているんですね。それは運営交付金の中で事業。事業と言うと語弊があるかもしれませんが、その中で対応しているということなので、運営交付金しかもらってないから何もしてないかということ、そういうことではないということです。

平山委員長 鈴木副委員長。

鈴木副委員長 61ページの下には地域活動推進事業というのものもあるんですけれども、今度あわせるような形の質疑になるかもしれませんが、この車座談議という本来の趣旨からして、やっている事業が花を植えるとかスイセン、花と植栽が多い。ありますよね。下に行くとやっぱり花いっぱいがありますよね。下でやるのはまた地域活動推進事業で、そういった目的でやるということで認めて、やっているんだと思うんですけれども、車座談議の趣旨というのはただの花植え事業ではないと思うんですよ。ですから、私、ちょっと気になったのは、予算をとったときに、当初できた車座談議というものは、多分地域の問題とか、そういうことを地域の人たちが解決をしていく。その上で地域の人たちだけではなかなか解決できないところを行政がかかわって、一緒に解決していこうという崇高な目的があったのではないかと思うんですけれども、だんだんこういう毎年やらない事業も続けるような事業になっているんじゃないかというところがちょっと気になります。そういう高きに行くんじゃなくて、単なる地域活動事業のような形に傾向としてなってはいないでしょうか。どうでしょうか、執行部で。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 確かにこれ車座談議と地域活動の事業を見比べると、同じような事業もございませぬ。先ほど委員さんおっしゃったとおり、車座談議の事業を見ても、やはりもう長年やりますので、事業の固定化ですとか、あるいは参加者の固定化とか、そういった課題も出てはきてはいるんですね。なので、その辺は今車座の代表者などとも相談はしているんですけれども、基本的には市民提案型のまちづくり支援事業というのが24年度からできたので、こちらのほうと統合する方向でいけないのかなというような考えもありますので、その辺のやり方については、今後車座談議の代表者のほうと話をしながらご相談していきたいというふうには思っています。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 この車座談議ということの抱えているテーマ、趣旨がもうちょっと、今文書でないで、目的がはっきり私もわからないところで話をするんですけれども、多分掲げている目的というのはすごくすばらしいことだと。当初のスタートもそうだったと思うんですよね。それなので、二通りの方法あると思うんです。これをもっともう一度改めて初心に戻ってやっていこうという考え方と、今おっしゃったように、何かほかと統合しながらいくという、そっちもちょっと私、今イメージがぴったりしてなかったんですけれども、あると思うんですけれども、そういったことをもう一度考えていただいて、やはり地域じゃないとわからないこととか、そういったものをもう一度見直しをして、車座談議というのは事業、物を持ってきて何か植えたりつくったりするのも、そのことによって地域の人とのコミュニケーションを図られるということはあるんですけれども、車座談議というのはやっぱり本当に地域で何か、その

地域を解決したいということの会議をするテーブルだというふうに私は認識していたので、その中で実際、じゃこういう事業をやったら、それが改善するんじゃないかということをやろうとしていたと思うので、そこのところを忘れないで大事にしていって、もっと逆にグレードアップしていくという考え方もあると思うので、ただ、すごく難しいとは思うんですね。そこに入ってくる人たちの考えは一緒じゃないので、ベクトルが全部同じ方向に向いてないから、なかなか前に進まないというように何となく感じているんですけども、そのあたりをここから先は質疑じゃなくなってしまうので、もう一度予算、今年度はこういう形だと思うんですけども、そういったことも考えて推進させていただければなと思います。

以上です。

平山委員長 ほかに質疑。

山本委員。

山本委員 補助金についてお伺いします。市単独補助で。

52ページの上のほうですね。自治振興費の501事業の中の最後の52ページのところに、自治会長連絡協議会50万円と自治振興費交流イベント事業199団体1,094万4,100円というのがあるんですけども、最初に自治会長連絡協議会に50万というのは、多分これ自治会長さん214人の集まりの会に50万出しているんだと思うんですね。これは何のために出していて、どんなことをしているのかというのを、改めてこれをお聞きします。

それから、自治振興費のほうの交流イベント事業ということについても、これ199団体、自治会なのかなと思うんですけども、これもどういふことのために自治振興のために出しているというように説明を、少し詳しく教えていただきたいと思います。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、自治会長連絡協議会の補助金50万です、使い道ということですので、まず基本的には、自治会長さんの集まり、214人の集まり、そこへ出しているものです。具体的に自治会長さん方の研修ですね。例えば上部団体といいますが、県には県のやはり自治会長さん方の集まりみたいのがあって、そこで研修会があったり、あるいは自治会長連絡協議会独自に自治会長さんまた集まって研修をしたりというような事業、それから、年に1回全体会議というのをやっているんですけども、その経費あるいは役員会も随時やってます。そういったものの経費あるいは機関紙も発行していますので、そういったところへも使い道としてはあります。一番多いのは、例えば栃木県自治会連絡会というところへの旅費ですとか、そういった関係が一番多いかなとは思いますが、以上です。

それと、次の自治振興費補助金、これについては、自治会で行う自治会内の交流イベントに対する補助金ということです。積算の基礎なんですけれども、まず均等割が1万円、それから戸数割ということで1戸当たり300円という積算の根拠で、何らかの自治会の交流イベントをやる場合に出しているというものです。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 2つなんで、1つずつお尋ねするんですが、今自治会長連絡協議会の使い道は、その上の団体へ行くための交通費と、あとは自分たちの研修だというようなことだったんですが、この自治会長連絡協議会の持っている全体予算というのは幾らぐらいなんでしょうか。

鈴木自治振興担当副主幹 自治会連絡協議会の予算につきましては、市からの補助金と、あと今7

地区連合組織といいますが、黒磯ですと黒磯、高林、鍋掛、東那須野。西那須野は1地区で、塩原が篝根と塩原という形で、それぞれの地域地域でまた中間組織というか、中間の連合組織がありまして、そこからの負担金が1団体1万5,000円プラス補助金という形での運営になっておりますので、合計で60万5,000円になるかと思えます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 市単独補助金で、その会は民間の会だということですね。自治会長ですから。その全体のつまり会の会費が60万5,000円のうち50万円が市単独補助金から出ているという会というのは、それってそういうものなのでしょうか。つまり、ほかのところの民間の団体に補助金が出ています。先ほどの女性団体もそうなんですけれども、そういうところでは何かすると、自分たちの会費のものよりも補助金のほうが多いようであれば、自分たちの活動はどういうふうにやるのかなというふうに思っていたんですが、そうしますと、この自治会長連絡協議会というのは、ほとんどが市のお金を使って研修に行く、あるいは交通費に使うというようなというふうな理解でよろしいんですね。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 現実にそういう使い方をしております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、民間の団体でも、市がそのように全体の年間予算の何割ですか、年8割とかそのくらい、9割とか8割くらい出しているところが民間の団体で、そういうものを何かそうやってご自分たちの研修をすることに使ってもよしなので、そういうふうに私、今までそういう理解ができなかったので、ちょっとお聞きしたんですが、そういう理解の仕方、つまりたくさんのお

金が市から出ている、それでも民間団体が独立している団体だというふうに見てもいいということなんですね。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 私もほかの補助を受け取っている団体全部もちろん知っているわけではないんですけれども、一応市の単独補助金ということで、当然補助金の審査会の審査、そういったのも受けておりますし、当然市サイドの予算の段階でそういったヒアリングを受けていますので、私どもとすれば、きちんとして支払っている補助金だというふうには考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 すみません、ちょっと私忘れてしまったんですけれども、これは3年間かけた民間でやっていた市単独補助金の見直しの中で、ここの団体については100%よしということで、これは来たものでしょうか。ちょっとすみません。私今、持ってないので、わかれば教えてください。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 何年前なので、ちょっと私も今手元にはございませんけれども、審査を受けていることは間違いありません。

平山委員長 山本委員。

山本委員 すみません、何年前もじゃなくて、24年度初めてだと思っただけなんです。答申を出して変わったのは24年度からだっただけなんです。21、22、23と見直しをしたんだと私の記憶なので、ことしのこの決算がその見直しをした最初だったと思うんです。でするので、すみません、でも、きょう結果持ってきてないので、申しわけないんですけれども、後でこの部分だけで結構です。その審査会がこの補助金に対して答申をしていて、これでよしだと二重丸みたいなのがついているのかどうかだけ、後でいいので教えてください。すみま

せん。

すみません、その下の自治振興費の交流イベント事業についてなんですが、今までもあったのかもしれないんですが、私、ほとんど何かスルーしてしまっていたので、1団体に1万円と1戸に対して300円というのは、何かその計算の仕方は行政連絡員の報酬と似ているなと思って聞いていたんですけども、これ自分たちの自治会で、これは市からもらっている補助金でやっている交流イベントだよということを冠をつけてやっているのでしょうか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 それぞれの自治会のやり方ですので、必ずしも補助対象のイベントだという冠つけているとは限りませんが、一応当然市の補助金ですので、予算書ですとか実績報告とかももらっているので、きちんと区分けして事業は実施されているというふうに考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 すみません、後で見せていただきたいと思います。

ここについては以上です。

平山委員長 そのほか。

山本委員。

山本委員 続けて。90ページになります。すみません、91ページですね。

統計のことなんですけれども、それも補助金のことなんです。91ページの真ん中辺に那須塩原市統計調査推進協議会への補助金13万5,000円というふうにあるんですが、その下の欄のひし形のところに、統計調査希望者登録者207人、うち統計調査推進協議会委員68人というふうになっている。ちょっとこの関係について教えていただきたいと思います。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、統計調査員希望者と登録者という方なんですけれども、例えば今まで統計調査をやったことがあって、今後もやってもいいですよというような方、あるいは統計に興味があったとか、どなたかからお聞きになって、統計調査があったときには調査員を受けてもいいです、やってみてもいいですよという方を、まず登録をしておいていただくんですね。それを希望者というような形で登録しておいて、例えば実際大きな調査、国勢調査などがあったときには、そういう方から順繰りになっていただくと。当然それでも足りなければ、もっと広げてやってはいくんですけども、そういったまず優先的にというか、やってくれそうな方を希望者として登録しておきます。それが希望者で207人の方がいらっしゃいます。その中で、もっと例えば統計調査の研修をして技術を身につけたいとかという方が集まって、統計調査推進協議会というのをつくっているんですけども、自分で会費を払って、そういった形で会員になっている方が68人いるということです。平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、その下にずっと調査の報酬と人数が入っていますよね。23人とか13人、35人と入っているんですが、ここでやっている方たちは皆、その推進協議会に入っている方だということでもいいんでしょうかね。なぜ聞くかといいますと、統計をやっている方々というのは長い方が多いような気がいたしまして、その方たちがやめたくてもやめられないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいますし、あとは、多分登録をしていらっしゃる方の中には登録しているけれども、回ってこないというふうな声もあります。ですので、その辺のところは市のほうが、どんなふうにして優先順位をつけて、長くやっている人に回っていて、やめたいと言ってもやめさせてあ

げられないのか。あるいはちょっとこら辺、どんなふうになっているのか少しお尋ねをしたいと思ってます。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 まず、統計調査従事者ということで23人とか13人と書いてありますけれども、これは必ずしも協議会に入っている方だけとか、希望者の方だけとかということではなくて、どちらの方もなってもらっている場合がございます。やめたくてもやめさせてもらえないというのは、ちょっと私どもはそういう無理をお願いはしてなくて、例えば高齢なり、足が痛くてもうだめなんですといった場合には、当然無理にはお願いはできませんので、そこまで無理をお願いしているつもりはないんですけれども、それと、なかなか希望はしていても回ってこないというのは、統計の規模にもよるんですけれども、例えば207人の中で毎年必ずその方に回っていくかという、その保証まではなかなかできないのと、あとはやはり地区、例えば全地区くまなくやる統計ならいいんですけれども、抽出調査でやるようなときには全地区が当たるわけじゃないので、わざわざ遠い地区まで行ってもらうのも大変なので、その地区割りによってはなかなか順番が回ってこない場合もあるかとは思いますが、私どものところの事務局のほうで割り振って、この人はいいとかだめとかというような、そういったことはやってはいません。ちょっとそういう話があるとすれば、もし具体的に聞かせていただければ、私どものほうで別途対応はしたいと思うんですけれども、

平山委員長 山本委員。

山本委員 もう一つ、この資格の話なんです、多分市の表彰のときに統計調査を何年というのがあったと思うんですね。ということは、この統計調査の委員さんというんですかね、その統計調査

員という方は、何か国の資格か何かを持って、特別なものなのでしょうか。

平山委員長 課長。

大武市民協働推進課長 調査員になるのには特にこういう資格がないと調査員になれないというものはありません。ただ、当然一時的にとはいえ、公務員として調査していただくことになりますので、一応調査員になっていただいている期間は公務員の扱いになるので、当然守秘義務とか、そういったのは発生はしてきますので、それは説明会でその都度詳しくご説明はしているところです。

山本委員 で、対象になるんですね、表彰の。

大武市民協働推進課長 はい、対象に、もちろんなります。

山本委員 以上です。

平山委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんけれど

も、その他で委員の皆様から何かございますか。  
ありませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、市民協働推進課の皆様の方からは何かその他でございますか。

片桐企画部長 （車座談議について）

平山委員長 その他何か。

〔発言する人なし〕

平山委員長 ないようですので、市民協働推進課の審査をこれで終了いたします。

これで企画部の審査が全部終了となりました。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

では、2時まで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

平山委員長 では、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 西那須野支所の審査

山本委員長 ここからは西那須野支所の審査となります。

審査に先立ちまして、玉木支所長さんからご挨拶をいただきたいと思います。

玉木西那須野支所長 （挨拶。）

平山委員長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### 総務税務課の審査

平山委員長 それでは、総務税務課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いしたいと思います。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 今回、総務税務課につきましては常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野井総務税務課長 （議案第59号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木副委員長 5ページの1項6目財産管理費で、これはソーラーの貸すところというのは、もともと道路接道してないところを貸す契約だったんですか。

平山委員長 はい。

沼野井総務税務課長 旧西那須野町で取得してありました高阿津の旧プラント用地ですね、そちらのほうの一部を使いまして、メガソーラー発電ということで現在工事のほうを進行しているわけなんですけれども、その進入路ということで、以前から草地試験場のほうから現在使っております道路、その部分は賃貸借契約を結んで借り受けしていたという経緯がございます。その進入路につきまして、このソ

ーラー発電に伴いまして、電線を地中化、要するに道路に埋めるといことで、その埋めるとに伴って草地試験場と契約を結んでいた中で、又貸しになるという形になるものですから、その又貸し解消のためにその土地を進入路を購入するといことで、その購入するための測量費といことになります。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 私の最初のイメージだと、貸すといことについては余り使ってないところなので、ソーラーに貸すとい単純にそう思ったんですが、前向きにいい話だと思いました。

そうすると、では、この土地を買って貸すとい形になると思うんですけども、この買う費用の負担といのは、これ測量費もそうですけれども、これは市が出すんですか。それとも相手の事業者から将来的にはもらえるのかどうか。

沼野井総務税務課長 進入路でなくて、そのプラントのほうの土地ですか。

鈴木副委員長 いえいえ、これわざわざ地下回線をするために、これはだってソーラーパネルを張るために使う土地ですよ。そのための用地測量費を今回出しますよね。単純に今回の予算なので、この費用は市が出すのか、それとも事業者から必要だからこの土地が又貸しにならないようにするための費用なんでしょうけれども、事業者のほうから別途借地代以外でももらえるのか。

沼野井総務税務課長 この進入路につきましては、市のほうで買います。いわゆる事業者のほうからは、この進入路に関してはお金のほうはもらいません。ただし、現在プラントのほうをつくっております、そちらのこの約3万8,000平米を貸しているわけなんですけれども、そちらにつきましてはお金をもらいます。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 当然道路の面積も足して借地に、

感覚的にはそこのパネルのために道路を使うわけだから、どちらかといと、そこの事業者さんが自分でそのためにそこを調べておいて、そういうことであれば自分で接道を持ったりする。その施設を整備するために用地を確保すべきだと普通は思ふんです、民間で考えるとね。でも、借りるのだから市がやってあげるんだらうけれども、その負担は、民間だったら事業者さんが自分で負担すべきだと思ふんですが、土地は買ってどうぞお使いくださいと。その部分の面積と思ふんだけど、その土地については借地面積に乗せる予定はありますか、そうしたら。

平山委員長 支所長。

玉木西那須野支所長 今、課長から説明しましたプラントの跡地3万8,000平米は貸すことになります。ただ、余分な土地、残っている残地については今までどおり資材置き場で利用するといのがまず1点。

それから、もう1点目、ここに多分何軒か家があるかと思ふんですが、ここに住んでいる方が利用している方もおられるんです。そういった観点もありますので、国とのやりとりの中で市が購入をしてほしいと。多分メインな使いはソーラーの関係になってくるかと思ふんですけども、そういった市が利用する残土置き場もございまして、一般市民の方が利用しているとい観点から市道として認定をしていくといことことで市で購入をするとい考え方であります。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうすると、これは送電線の埋設管を入れるためのみならず、将来的には市道として通行可能な、ちょっとその位置関係がよくわかったら、もうちょっと質問の仕方が変わるんだと思ふんですが、わからないので、地域の人が使えるような道路にも供するため。ある意味では市道

認定ができるんじゃないかというようなことを含めて、今この測量事務を考えているということでよろしいですか。

平山委員長 支所長。

玉木西那須野支所長 まず1点、経過を申し上げますと、24年6月の段階で、国から不要地なので買ってくれないかと、市がずっと借地していると、そういう要望、確認があったんですね。調査。その時点では、今の状況で市としては何も問題がないんで、財政上の問題もあって、このまま借地でやりたいというふうな1回確認事項があったんですね。今回クリハラントの関係が生じてきた段階で、前の経過もあるんで、今回そういうことで市が貸して使うのであれば、国としては買ってほしいという強い意向が示されたというのも1点ございます。ですから、市道認定の点もありますけれども、そういった経過も踏まえた中で、先ほど説明したようなことで市が買収をすることになったということでご理解をいただきたいと思います。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 これは前の質問でもお教えいただいたんですけども、何平米で、坪幾らで貸すのか。貸すことになっている事業でしたか。すみません、国から買うんですよね。

玉木西那須野支所長 そうです。

鈴木副委員長 そうすると、国から購入したときの金額と、それからその面積を貸すときの年間の使用料はわかりますか。

平山委員長 支所長。

玉木西那須野支所長 貸すほうは市有地のほうです。ですから、今の道路は今予算をお願いしているのは、今まで市が借りていた土地、クリハラントに貸すのは市のもともとの土地ですので、ちょっと話が違ふかなと思うんですけど。

鈴木副委員長 ちょっとすみません、私、膨らん

で全体で考えていた。ソーラーがなければこの道路は要らないだろう。ソーラーと言ってましたよね。何かプラント。メガソーラーのためにとってたので、メガソーラー自体に貸すのに、ただ貸すんだとまたもらえると。賃借料がもらえと思ったのに、わざわざ道路をつけたりしてやる分だけ市の収入が、利益が減ってしまうんじゃないかという観点でちょっとお話しさせてもらったので、それだけなんです。これはそのために使いやすくするためには、ソーラーパネルだけでは、事業者だけではなくて地域のためにもなると。なおかつ、この土地の取得経緯が国から買ってくれないかという経緯の中での一連の事業だったと。

最後に残ったというのは、市としての収支計算として幾らで買って、最初国から、ちょっと外れてしまったら答えなくて結構なんですけれども、私としては、ソーラーパネルということがあったので、国からその土地をたまたまでしょうね。買ったときの金額と、それからずっとソーラーパネルで事業をやったときにもらえる金額と、あとこれにかかる逆に言うと予算があるでしょうから、これを実施するに当たっては、ちゃんとその辺の収支関係がきちんできていられるのかなということが確認できればありがたいと。ここだけの事業として聞いたわけではないので、ちょっと余分なところまで聞いていますので。

平山委員長 支所長。

玉木西那須野支所長 既に議会等でもご答弁を申し上げていると思うんですけども、クリハラントに貸している部分の地代、年間520万、契約が20年間ですので、1億400万円の予定であります。それから、今回予算でご審議いただいている部分につきましては、今測量をさせていただいて、その後、国との交渉になりますので、どのぐらいの値段というのは今の段階では申し上げられません。

申しわけないですが。

あと収支については考え方ですんで、ちょっとどういうふうに試算するのも、今まで考えてもいなかったものですから、ちょっとお答えできません。申しわけありません。

鈴木副委員長 結構です。ありがとうございます。  
平山委員長 君島委員。

君島委員 すみません、これ直接西那須野支所のほうの計画とは関係ないんですけども、これは今回買収かける予定の土地につきましては、りんどうラインのルートの一部なんですよね。これは広域農道りんどうライン。伊王野から流れてくるラインですね。こちらの黒磯の林道大橋から抜けている。その構想の一部なんで、今回測量をかけて買収、先ほど延長と面積は聞いたんですけども、その計画に見合う、そのりんどうラインの構想の幅員に見合う分の買収をかけるかどうかをちょっとお聞きしたいんですが。

玉木西那須野支所長 現行では幅員5mで、今君島委員からご指摘を受けていることは、現段階で支所では計画をしておりません。ですから、林道ですので産業観光部の関係になると思います。申しわけありません。

君島委員 では、それとは全然リンクはされていないということですね。

玉木西那須野支所長 今のところリンクはしてないです。支所の段階ではリンクはしておりません、確かに。

君島委員 ただ、将来的にその構想の中の一部なんで、買収をかけるのであれば、今回5mだけじゃなくて、その部分とリンクをさせた形で買収をかけてもらおうと、後々便利なのかなという部分があったものですから、ちょっとお聞きしたものです。

平山委員長 よろしいですか。

君島委員 いいです。

平山委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。

討論でございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決をいたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

沼野井総務税務課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

藤村委員。

藤村委員 すみません、今ご説明があったように、235ページに、防火水槽撤去要請があって解体工事ということで、これはまた新たにつくるんですか。

平山委員長 課長。

沼野井総務税務課長 新たにつくることはいたしません。この撤去した防火水槽の東西に約200mのところ消火栓がございますので、今の段階では、その消火栓で事足りるということなものですから、新たにつくることはいたしません。

藤村委員 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに。

鈴木委員。

鈴木副委員長 236ページ、4項5目、下の40事業、その中に消火栓設置工事369万6,000円ですよね。これは設置工事なので、こういった内容なのかご説明いただけますか。

平山委員長 課長。

沼野井総務税務課長 こちらの設置工事につきましては、負担金という形で水道課のほうに負担金を出しまして、水道課のほうで工事のほうを、水道管の布設工事に合わせた形で、今回5基設置させていただきました。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 とりあえず5基の設置場所だけ教えていただけますか。

そのときの設置する管の管種と径を教えてください。

平山委員長 課長。

沼野井総務税務課長 設置場所は一応上赤田、管の口径が150ですかね。それから、南郷屋が管の口径が200、それから石林、これが管の口径が150、それから二つ室、管の口径が100、それから二区町、口径が45になります。

平山委員長 はい。

鈴木副委員長 ちょっと大ざっぱだったんですが、例えば上赤田と言いましたよね。上赤田はどのあたりを指してますか。

沼野井総務税務課長 400の配水管の布設がえ工事に伴ってつくったということなものですから。

鈴木副委員長 了解です。とりあえず了解しました。

平山委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 では、異議がないものと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんけれども、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 ないようですので、総務税務課の皆様の方からは何かございますか。ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、総務税務課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

ここで執行部の入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時33分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 市民福祉課の審査

平山委員長 それでは、市民福祉課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

#### 認定第1号の上程、説明、質疑、 討論、採決

平山委員長 今回市民福祉課については、常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

飯塚市民福祉課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を行います。

ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終了し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 では、異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### その他

平山委員長 次第にはございませんけれども、その他で委員の皆様から何かありますか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 これいただいた資料なんですけれども、これが一番端に指数と書いてある、これはどういう意味。

玉木西那須野支所長 22年度に対して24年度ということです。

鈴木副委員長 単純にそれだけです。

玉木西那須野支所長 はい、そうです。

鈴木副委員長 了解しました。

平山委員長 市民福祉課の皆様からその他について何かございますか。

〔「特にありません」と言う人あり〕

平山委員長 はい、わかりました。

これで市民福祉課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時49分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 産業観光建設課の審査

平山委員長 産業観光建設課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 今回、産業観光建設課につきましては常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

それでは、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。執行部の説明を求めます。

関谷課長。

関谷産業観光建設課長 (議案第59号について説明。)

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたらお受けいたします。

君島委員。

君島委員 すみません、10ページのホタルの里玉石設置につきまして、これは二区町で農地・水の事業を実施していますよね。それとの関係というのは何かありますか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 あくまでも田園空間とい

うのは、あの施設というのは平成14年から18年まで県の事業としていただいて、18カ所県の事業として整備してもらった施設があるんですね。それについて、それを市が管理移管をして、その分については市が管理するということになっているので、基本的には農業用の水路をお借りして、県が整備した水路なんで、農地・水でやるというのは、また別な水路の話というふうに区分けはしているんですけども。君島委員 ということは、農地・水の事業でやっているホタルの里とは別ですよという考え方でよろしいんですね。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 基本的には維持管理の部分、要するにホタルの生息調査とか、カワナナの生息調査というのは、きっと農地・水で現地調査はやっていると思います。その施設についてはもともと県から市が管理移管を受けたものなので、それ以外の草刈りとか通常業務については、その地域の人がやっているのですけれども、施設については、壊れれば、市のほうで直すというような考え方になっています。丸っきり関係がないということではない。

君島委員 違うんです。お聞きしたのは、施設は施設で市の管理はわかるんですけども、私がこれホタルの里玉石設置工事という形で今回上がってきているんで、二区町のほうで、やはり農地・水のほうでホタルの関係、多分やっていたかと思うんで、それとの関係がありますかということだけを、結局これが田園空間でつくった水路の部分をホタルの里として工事をするのであるから、そちらでやっている事業との関連性がありますかということだけ聞きたかったんです。ですから、その同じ水路のところまで二区町の農地・水保全帯でしたか、あそこがいろいろな事業をやって、ホタルをやっているものと何かの絡みがあるのか、市は全くそれは別として単独のものでやるのかとい

う部分だけ聞いたかったんです。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 関連がないということはないと思うんですけども、基本的には、あくまでも日常管理の草刈りとか水路の泥上げというのは農地・水でやっていますよという話なんですね。その遊歩道の施設については、あくまでも県から市が管理移管を受けたという施設だというふうに認識しています。

君島委員 わかりました。

関谷産業観光建設課長 関係ないかもしれないけれども、例えば圃場整備で県から水路とかも管理移管を受けているじゃないですか。それを基本的に農地・水で泥上げとか、そういうのもやっていますよね。  
平山委員長 君島委員。

君島委員 ただ、私は水路の維持管理だけをやるということとするなら何ら別に問題ないんですけども、ホタルの里玉石設置工事として上がってきているんで、ホタルの里として整備をする事業だろうというふうな認識で受けたものですから、農地・水でやっているホタルの保全事業との関係はどうなんですかということでお聞きをしたわけなんだ。維持管理の問題じゃなくて。そういうものでやってくるということは、もともと農地・水でやっているホタルの事業、こういうものとの関係についてどうなのか。それをやっているところを、例えば同じ水路のところを農地・水でホタルでカワニナを放したりとかというのをやっているところの水路を、管理の部分だから市のほうで維持管理で石を入れたりして、カワニナが住みやすくするんですよとかというものをやるのが市でやると。ホタルそのものは二区町がやるんですよという関係なのか。ただ単純に水路をするのかという、その部分だけを聞いたかったんです。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 基本的にソフトは地元、ハードである遊歩道とか護岸した施設については市がやるという形でございます。

君島委員 わかりました。

平山委員長 そのほかありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了して討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようなので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、議案第59号については、原案どおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

関谷産業観光建設課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑はありませんか。

君島委員。

君島委員 すみません、178ページの田園空間博物館管理運営事業で、課長のほうから何回か説明がありましたけれども、昨年創立10周年を迎えまして、ここでは一番下のところに創立10周年記念誌作製で15万595円が上がっているんですが、これは式典、協議会が主催だったんだろうとは思いますが、式典と、それから祝賀会等の費用というのは、全て協議会のほうが負担をしたということでもよろしいのでしょうか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 式典は全部協議会がやったという形と、あと慰労会についてはみんな個人負担で、きっと会費でやりました。

君島委員 はい、わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

藤村委員。

藤村委員 よくわからないんですけども、213ページなんですが、道路除雪の中で、基本的な質問で申しわけない。結構西那須野も雪降るんですか。214ページですね。302事業で、スタッドレスタイヤと融雪剤を買われてという、あと除雪の業務でもありますけど。西那須野でも雪が降ってこれだけ必要だということなんです。すみません。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 基本的には西那須野もそんなに数は多くないんですけども、年に何回は春先、2月とか3月に降るんで、やっぱりそのときに融雪剤を大きい道路は委託するんですけども、やっぱり裏道等は全部委託できないということで、直接現場やっている人はトラックに融雪剤を乗せてまきますので、スタッドレスタイヤは必要になっております。

藤村委員 すみません、暖かいところだと思って

いたもので。

平山委員長 ほかにございませんか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 融雪剤と作業用車両のスタッドレスタイヤ、分けると幾らと幾らなんですか。

関谷産業観光建設課長 ちょっと待ってください。

ちょっと資料がないので、電話して確認させてもらってよろしいですか。

平山委員長 わかりました。

そのほか質疑はありませんでしょうか。ありませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かありましたら。

山本委員。

山本委員 先ほど君島委員から出たんですが、田園空間博物館についてなんですが、決算とは関係ないので、ここで聞くんですけども、多分私が

議員になったころにできた、ちょっと前にできて、あの西那須でいろいろなところ、ほとんど見には行ったんですが、10年たって、去年10周年ということだったんですけれども、このちょっと普通とは違う博物館という形式のああいういろいろしているものについて、これはこれから10年たっただけから管理費がいろいろ修繕とかかかってくるということだったんですが、これをやって意味があったのかと。それと、観光という面から言ったときに、これは観光客を呼んだのでしょうか。

平山委員長 課長。

関谷産業観光建設課長 ある意味、去年からなんですけれども、観光協会と田空でタイアップして、ことしもやるんですけれども、JRネットで駅からハイキングってご存知ですか。あれで去年も田空の方はかなり出ていただいて、博物館とか烏ヶ森公園とか、そういうところに田空の人が立って、役員の人がお尋ねコーナーということで、そこで来た方にその施設の説明をするというようなことでお手伝いしたりして、なるべく観光協会とタイアップして、施設をPRしていきましょうということで、ことしも今月の29日にやるんですけれども、今回は連合とか公園に協力していただいてやるんですけれども、やっぱり疏水の説明とか松方別邸の説明とか、そういったものについてはやっぱり田空の委員会とタイアップして、せっかくの施設なので、町外の人にPRしようというのと、その後、那須野が原ウォークというのも連合さんと公園事務所が中心でやるんですね。それはほとんど市内の人に来て、親子連れで結構歩く人がいるんですけれども、それにも田空の人が参加して一緒にやるということで、一応PRしようということで一生懸命やっているのは事実なんです。結構、駅ハイは去年400人ぐらい来たんですけれども、そのうちの大部分が神奈川、埼玉、そこから来た人なんで、大分PRになったのかなとい

うふうに感じていますがけれども、そういうものを通じてPRしていきたいというふうに担当部局としては思っているんですけれども。

山本委員 その田空が始まったときに、多分最初の14年、15年と議員になったばかりのときだったんですけれども、西那須野の方たちはとても熱心にいろいろやっていたと思うんですね。私は実はそれまで、なったときは全然知らなくて、場所もわからなくて、1年目に全部回って、ここにあるんだなとわかって、おもしろい考え方だと思ったんですけれども、今現在、これにかかわっている運営協議会があるみたいなんです。これにかかわっている方というのはほとんど西那須野の在住の方たちがやっていて、西那須野の観光協会がかかわっていてということなんですか。

関谷産業観光建設課長 監査委員さんなどにも、黒磯地区にもいっぱいありますよねという話は言われている部分はあるんですね。青木さんとか、いろいろやっぱり那須野が原の遺跡はいっぱい黒磯地区にもあるので、そういうのは一体的にできないかみたいな話もあるにはあるんですけれども、現状で、では、それをどうやって、極端に言うところある程度整備しなくてはならない部分とか、いろいろなのがある中でどうするんだということまでは、なかなか発展的な見解にはなっていないというのが現状です。

山本委員 結構、黒磯にも。

玉木西那須野支所長 やったんですよ。

山本委員 でもだめだったんですよ。

玉木西那須野支所長 僕、観光にときにいたときに、黒磯駅おりると、左側にイワナが逆立ちしている標識が下にあって、そこにハイキングコースがありますよね。それを何力所か指定したんです。だから、田空みたいな地元の組織ができてないんで、いつの間にか何が何だかわからなくなった。

でも、ことし支所に来まして、田空の総会に出まして、かなり地元人が手入れをしてくれているんです。まず地元の人が地元のこういったいいのがあるよという愛着を持ってくれる。維持管理をしてくれる。しかも今申しあげましたとおり、いろいろなところとタイアップしてPRもしてくれる。これは結構いいアイデアだ。では、翻って黒磯にという、これはまた組織から立ち上げなければならない。しかも都市部の場合だと、観光協会や商工会の何とか支部みたいな組織づくりがちょっとやっぱり大変かなとは思いますが。感想ですから。

平山委員長 山本委員。

山本委員 去年JRとタイアップしたのに、来た人が都会からの、たまたま知っている人で、大山さん、あそこ見てきたんですね、何か。すごい惨状、すばらしいこういうお墓と倒れているのを中をあけてもらって見せてもらった。そうしたら、あそこは私的な、よく時々議会で出ている話なんです、だから、市は関係ないとかと言って全然やらないけれども、ああいうすばらしい明治の田空のところを来てもそうなんです、そういうものを何か那須塩原市って全然いつも閉めてありますよね、ふだん。その辺はどうかというものの考えを…。

関谷産業観光建設課長 毎月10日の月命日で大山顕彰会という人らが掃除しているんですね。観光協会ですら毎年、中見たい人はその10日はあいてますよという、今度看板立てたんですけれども、やっぱりあくまでも大山さんの個人のお墓なので、だから、その辺がなかなか難しい部分なんだと思うんですけれども、田空では直せないですかという話も言われたりして。

山本委員 個人はわかるんです。青木さんだって個人だったものを県でどうかとなったので、私

があれを見たときに、やっぱりこれってどうかという話だったりするので、田空は全然そういうものをあのときは見せたということは、この田空の組織がどうこうではなくて、たまたま見せて。関谷産業観光建設課長 基本的にそういうのじゃなくて、要するにJRとタイアップしたときに、最初は博物館へ行って、烏ヶ森へ行って、常盤ヶ丘に行って、長いコースで考えた。とりあえずあの大山の紅葉を見せましょうというのがメインだったんですね。11月18日なので、あそこきれいなので、ちょうど紅葉がいい時期なので、そうしたら拓陽さんに話したら、拓陽さんが、大山さんの別邸もあけてあげますよ。顕彰会のほうも、では、お墓、その日に合わせてあげましょうと。要するに来てくれた人に見せるように、そこを歩くのに見せてくれますよという話がどんどん大きくなって、みんな協力してくれたというので、拓陽さんの手芸クラブの人が何かようじ入れ何かあるからそれも配ってくれますとかという話で。

山本委員 わかりました。少しずれてしまってごめんください。わかりました。ありがとうございます。

鈴木副委員長 それで、私、西那須だから、田園空間で苦勞している人のことはよくわかるんです。補助金をカットしたんですね。だけど、あの人たちは手弁当で印刷のインク代とか紙代は自分らの会費からもらっているかという、そうじゃないと言っているんですよ。

山本委員 配っているものですか。

鈴木副委員長 とか会議資料とかね。もう本当日までもただで協力している中で、しかも高齢化もしてくるんだそうですよ。それでありながら、県が何かが主要でつくったものの維持管理をしているんですよ。ほとんどボランティアなんですよ、まさに。なので、本当は予算カットじゃなくて、それを地元の歴史と

というのは自分も多少そういうところがあるんですけども、要所要所を知らないんですよ。しかも人口はよそから来た人でふえていくんですけども、そういうよそから来る人よりも、本当はそういうところを大事にして見てもらう。そこの明治以前はただの枯れ野原だったのが、これで開墾で人口が今もふえて立派なものになったところ、これを今住んでいる人にわかってもらいたいというのがあの人たちの気持ちであって、それを進めるにはやっぱりちょっと、予算的には本当に逆に言うと人件費なんかゼロ、あの人たちはガソリン代も、電話代も、電気代、そういったものもかかってないんで、今回カットしている中で、本当は要望があったら出してあげたほうが活動に見合うと。活動しているので、そういうちゃんとした。

私はそのほかのこともあるんですけども、もしまた要望があったときは聞いてあげていただきたいなというのが地元議員としての気持ちです。

関谷産業観光建設課長 先ほどの融雪剤とスタッドレスの話なんですけれども、スタッドレスが15万8,130円、融雪剤が28万3,710円という内訳になります。

鈴木副委員長 毎年それぐらい融雪剤は使っているんですよ。スタッドレスは毎年履きかえたりしないでしょうから。

関谷産業観光建設課長 去年と23、24は余り少なかった。22でしたか、少し多く降ったのは、22は結構降ったんで、そのときの除雪対策事業なんで、ある程度の金があって、これどうしても雪が多くて足りないという話になれば、それはもう予備費が何かをもらって対応するしかないんで、最初からいっばいつけてくれという話ではなくて、大体過去3年の平均ぐらいでもらって、それでやれば、それで終わりなんだけれども、それ以上いくかという場合にはまた財政と相談して、適切に維持管理していくと

というようなやり方なんですね、維持管理費ですから。鈴木副委員長 よろしくをお願いします。

平山委員長 そのほかありませんか。

玉野委員。

玉野委員 大山さんの墓地見たことあって、その後のことは見てないんですけども、すごいなと思ったんですね。個人のものだからという形の一線を向こう側もこちら側も越えられない。当然一般市民からすると、大山さんの個人のものになるわけですけども、大山さんからすると、個人のを越えた何かというのはあるんですか。歩み寄りとかこうしたいとか。

歩み寄っていかないと、せっかくのものがという感じだと思うんですよ。

阿見産業観光建設課長補佐 窓口から言わせてもらうと、田園空間のほうは大山別邸だけなんですね。大山墓地、墓所となってくると、多分生涯学習のほうが窓口になっているんだと思うんですけども、そういった部分で生涯学習課のほうでアプローチをしているのかどうかというのはちょっと把握をしてないところ。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 ですから、生涯学習課が、どこがじゃなくて、個人ということに絞りにくければ、誰もがみんな関係者になってくるわけだから、せっかくのああいう記念碑と言ってはおかしいですけども、そういうものの歴史的なものが個人としてもすごいなということをつくり出せないのかなということをおもうんですよ。生涯学習課が担当しているからということでふたを閉めないで、そこからさらに大山さんにアプローチするなり、大山さんであればこうだということはないのかなと思うんです。お互いに手を差し伸べていくということがされているのか、しないのか。今後どうするのかということですね。

鈴木副委員長 委員長、どうぞ。

平山委員長 これは平成の合併以前ぐらいから、かなり教育部門とのいろいろなやりとりがかなり深いのがあったらしいです。それで、今あそこを守っている方がいるんですけども、その方がやはり大山さんにかなりいろいろなご恩があるということで、自分が私財を投げ打って守っているのもあるんだろうし、また、持ち主がこちらに住んでないんですよね、一切ね。東京のほうにいらっしゃるわけでしょう。そのご兄弟で管理、やはり自分のお墓、いずれはそこへ入りたいと。そういうところだから、やはり毎月10日の日にあけて、あそこへお参りする日なんで、その日には今までも西那須野教育委員会とか、そちらのほうと大分本人たちとのやりとりはあって、かなり前に市の指定文化財みたいのにならなかったのかなと私もちょっと思ったりしますけれども、そこら辺がまた個人のものという1つの壁を越えられないのがあったんじゃないかと思えますけれども、今それでいろいろな動きがそこでもあるみたいなので、できれば、やはりそういう1つの名所として、また普通のあれじゃないんで、ちょっと残して、皆さんに少しでも知っていただければなという思いがあるんですね。ちょっと余計なことなんですけれども。

玉木西那須野支所長 今おっしゃるとおり、支所外ですけども、教育部とよく話をして、僕も何か前に難しいんだと。個人、遺族の関係でお墓の維持管理を市が、行政がやるというのは難しいんだという話は聞いたことがあるんです。だから、そうなんだで終わってしまってたんで、もう1回ちょっと教育部と話をして、できればそういう形で。

玉野委員 そのようなことの中で、上杉鷹山の、あそこはどのようなあれになっているのかなという

ことも1つのあれにしてもらいたいなど。

玉木西那須野支所長 わかりました。

平山委員長 いろいろな意見が出ましたけれども、では、よろしいでしょうか。

そのほかありませんか、特別。

なければ。

玉木西那須野支所長 メガソーラーの。

田園空間のパンフレットはないんでしょう。

わからないんだと思うんで。ホテルの里はわからないですよ。

〔「わかりません」「見に行ったことがなくてすみません」と言う人あり〕

玉木西那須野支所長 後でそれはお配りします。

藤村委員 回覧で回ってくるものは見たことあるんですけども、現地を見たことない。

〔資料配付〕

玉木西那須野支所長 今お配りした資料なんですけれども、先ほど予算でご決定いただいた部分はこの赤い部分です。この斜線を引いたあるのがクリハラントに貸す借地の部分になります。

平山委員長 この赤いところを買うための設計の予算だったんですね。

玉木西那須野支所長 そうです。

鈴木副委員長 測量の面積を確定する、境界を確定させるための予算ですね。

玉木西那須野支所長 そうです。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 (その他「檜柏並木について」)

平山委員長 よろしいですか。

これで産業観光建設課の審査を終了いたします。

西那須野支所の審査は終了となります。

大変お疲れさまでした。

10分間休憩です。

休憩 午後 3時32分

再開 午後 3時39分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 塩原支所の審査

平山委員長 ここからは塩原支所の審査となります。

審査に先立ちまして、渡邊支所長からご挨拶をお願いいたします。

渡邊塩原支所長 (挨拶。)

平山委員長 よろしく申し上げます。ありがとうございました。

#### 総務福祉課の審査

平山委員長 それでは、総務福祉課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

#### 議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 今回、総務福祉課につきましては常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

はい、課長。お願いします。

郡司総務福祉課長 (議案第59号について説明。)

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆様は何かありませんか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 上大貫の詰所は築何年くらいだったですか。

平山委員長 支所長。

渡邊塩原支所長 平成6年に地元自治会で当時建てられましたけれども、平成17年の合併と同時に市に無償譲渡という形で市に移管されております。

以上です。

鈴木副委員長 以上です。結構です。

平山委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、議案第59号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員

会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

郡司総務福祉課長（認定第1号について説明。）

平山委員長 執行部の説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

委員の皆様、何か質疑ございますか。質疑ありませんか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 236ページ、そこに消火栓維持管理費のことが書いてあるんですが、消火栓維持管理費は単純にどんなことかご説明ください。

平山委員長 課長。

郡司総務福祉課長 消火栓設置管理事業のこの102万5,000円を聞いているんですね。これどんなことというか、これは消火栓設置場所を水道課のほうに委託して点検をしていただいております。だから、1基につき、これでは塩原分は205基です。単価1基につき5,000円ということで支払ってございます。

以上です。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 点検の仕方というのは205基で点検を1カ所5,000円ということで、別に消防に限ったことはないんだと思うんですけれども、点検の仕方というのは、例えば年に1回とか2回とか、それから、とりあえず消火栓をあけて、水が出るかどうかを確認する。これを点検している人はどういう人がやっているか、そのあたり教えてください。

平山委員長 課長。

郡司総務福祉課長 これは水道管理者のほう、市の上下水道部ですね。そちらのほうに委託しております。やっている内容は、今議員がおっしゃったような内容をやっていただいております。

鈴木副委員長 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 すみません、58ページの財産管理費の中で、需用費で光熱水費ということで50万4,000円を支払っておりますが、これは雑入で入ってきます生きいきの里温泉使用料の金額でよろしいんだと思うんですが、その後当然この金額については温泉事業特別会計のほうへの支払いだろうと思うんですが、これは何で需用費なんですか、使用料じゃなくて。だから、温泉の使用料として収入では生きいきの里からいただいてますよね、50万4,000円というものを。今度支払うのには特別会計の温泉事業特別会計のほうに温泉の使用料としてお支払いをするわけですよね。ですが、ここでは需用費に上がってるというのはどういう理由なんですかということをお聞きしているんですが。

平山委員長 課長。

郡司総務福祉課長 今議員がおっしゃられたことは当然このようなんですけれども、去年までは使用料でお支払いしていました。まあ、内部の事情といいますか、財政のほうでこれは光熱水費だということで切りかえた、単純にそれだけです。うちのほうで切りかえたわけじゃなくて、うちのほうは使用料払ってました。答えにならなくてすみません。

君島委員 支所の光熱費で使っているなら別なんですけれども、これほかのところ、生きいきの里に貸しているもので、生きいきの里から使用料を取って、今度特別会計に使用料で払っているのに、何でここへ上げているのは需用費なのかなとちょっと疑問だったものですから。

平山委員長 課長。

郡司総務福祉課長 暫時休憩でいいですか。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時01分

平山委員長 そのほか質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようなので、質疑を終了して、討論を行います。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結して、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定につきましては、原案のとおり認定すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんけれども、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、総務福祉課の皆さんからその他で何かありましたら。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、総務福祉課の審査を終了いたします。

ここで続きまして、産業観光建設課の審査に入りたいと思います。

ちょっと暫時休憩して産業観光建設課と入れかわります。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時03分

産業観光建設課の審査

平山委員長 これより産業観光建設課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 今回、産業観光建設課につきましては常任委員会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

印南産業観光建設課長（議案第59号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終

了し、討論を許します。

討論でございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員会第1分科会に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

印南産業観光建設課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

藤村委員。

藤村委員 200ページから、あと201ページにもあったと思うんですけども、それぞれ施設の運営の委託料を指定管理者に委託する上で見直して、それぞれ上がったんですね。見直したことによってほとんど全部が上がったというのは、結局どういった理由なんでしょう。

印南産業観光建設課長 まず、華の湯と家族旅行

村でございますけれども、公募以前は施設振興公社が両方の施設を兼用で見ていたということで、別々な公募対象ということでした際に、当然職員分についても案分という、必要な職員の分を積算したということでございます。

それと、湯っ歩の里につきましては、先ほどご説明を簡単にさせていただきましたけれども、職員が直接管理していたということでございますので、当然そこに携わっていた経費というものは管理事業の中では反映されてなかった。給与分をそこに盛り込んだ形の中で公募にかけたことによる増ということでございます。

以上でございます。

平山委員長 よろしいですか。

藤村委員。

藤村委員 すみません、結局見直して、指定管理者に委託することになって、今まで市の職員が管理していたことを専門の方を別に雇ったというような形になるんですか。例えば湯っ歩の里。同じことをやっていた人に新たにお給料が発生したということですか。よくわからなかったんです。すみません。

平山委員長 課長。

印南産業観光建設課長 要は、職員が施設を管理していたときに、当然職員の分の給料というものが発生します。今までの決算上はあくまでもそこにかかった需用費であるとか委託料というものしか発生していない。ところが、これを指定管理ということで管理を委託するわけですね。ある業者さん、団体でも同じなんです、その際に当然職員分がないと業務を管理できませんので、その職員分の経費を、じゃ幾らかかるんだということで、その当時、副所長とか課長とか、担当職員が何名いたかというものを積算で入れていって算出した額がこの額だということでございます。よろしい

でしょうか

平山委員長 よろしいですか。

藤村委員 後でよく考えます。すみません。

平山委員長 そのほか質疑ございませんか。

山本委員。

山本委員 201ページのからくり時計のことなんですけれども、これ毎年お金がかかる、かかるということで、このことについて224万かかって、毎年結構かかってますよね。ちょっとこの点について、もう少し説明をしていただきたいです。

平山委員長 課長。

印南産業観光建設課長 からくり時計については議員がご指摘のとおり、毎年経費がかかっている中でどうなんだということがあります。一応担当部というか、所管が産業観光部になります。そちらのほうの本庁のほうと、あの施設どうするんだというような議論はしてございます。ただ、からくり部分の制御しているコンピュータがもう経年劣化で使えないということで、今のところは噴水と、施設の公園的な意味合いで置いておきましょうというのは、やはり郷土資料館であるとか、ちょっと今廃止になっておりますが、TEPCOとの、その兼ね合い、アグリバルとの兼ね合いがございまして、そちらのほうとも協議していかなくてはいけないのかなというような感じ方で、今のところは維持管理というような方向で進んでいるということでございます。

山本委員 了解です。

平山委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

平山委員長 質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 その他で委員から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、産業観光建設課の皆さんからその他で何かございますか。

〔「特段ございません」と言う人あり〕

平山委員長 わかりました。

では、ないようですので、産業観光建設課の審査を終了いたします。

これで塩原支所の審査はすべて終了となりました。

大変お疲れさまでした。

散会の宣告

平山委員長 以上で本日の審査は全部終了しました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 4時27分

総務企画常任委員会及び予算審査・決算審査特別委員会（第一分科会）

平成25年9月18日（水曜日）午前10時01分開議

出席委員（7名）

委員長	平山啓子君	副委員長	鈴木伸彦君
委員	藤村由美子君	委員	伊藤豊美君
委員	君島一郎君	委員	山本はるひ君
委員	玉野宏君		

欠席委員（なし）

紹介議員（なし）

説明のための出席者

総務部長	成瀬充君	総務課長	伴内照和君
総務課長補佐	稲見一志君	行政係長	福田博昭君
危機対策係長	秋元武志君	人事研修係長	広瀬範道君
給与厚生係長	岸上容子君	放射能対策課長	須藤清隆君
放射能対策課長補佐	高橋守君	放射能対策課除染担当	田代宰士君
放射能対策課除染担当	小野治夫君	財政課長	八木澤秀君
財政課長補佐兼管財係長	相馬勇君	財政係長	村松一紀君
契約検査課長	小仁所滋君	契約検査課長補佐兼契約係長	松村儀久君
検査係長	鈴木幸浩君	課税課長	小林一恵君
課税課長補佐兼市民税係長	増田健造君	税制係長	五十嵐岳夫君
国民健康保険税係長	福田正樹君	資産税土地係長	高久浩二君
資産税家屋係長	村松隆君	収税課長	八木沢一志君
収税課長補佐兼収納係長	伊藤吉之君	収税課徴収担当	高根沢純一君
徴収課長	佐藤和穂君		
会計管理者兼会計課長	大島厚子君	会計課長補佐兼歳入係長	沼野井孝子君

歳出係長	後藤明美君	選管事務局長	阿久津誠君
選管事務局長補佐	田代正行君	選挙係長	阪本和人君
監査事務局長	阿久津誠君	監査事務局長補佐兼監査係長	田代正行君
固定資産委員会書記	阿久津誠君	固定資産委員会書記	田代正行君
固定資産委員会書記	阪本和人君	公平委員会書記	阿久津誠君
公平委員会書記	田代正行君	公平委員会書記	阪本和人君
議会事務局長	渡邊秀樹君	議事課長	臼井一之君
議事課長補佐兼議事調査係長	石塚昌章君	庶務係長	田野恵子君

出席議会事務局職員

書記 小池雅之君

議事日程

1. 開会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔総務部〕

- ・総務部長あいさつ

〔総務課〕

- ・議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- ・議案第73号 災害時相互応援協定の締結について

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔放射能対策課〕

決算審査

- ・認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔財政課〕

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 8号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定について

〔契約検査課〕

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔課税課・収税課〕

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)
- ・議案第60号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 3号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ・認定第 4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

〔選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局〕

- ・選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長あいさつ

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔会計課〕

- ・会計管理者あいさつ

予算審査

- ・議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

〔議会事務局〕

- ・議会事務局長あいさつ

決算審査

- ・認定第 1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時01分

#### 開議の宣告

平山委員長 皆さん、おはようございます。

きょうは朝からちょっとばたばたせわしい思いをさせましたけれども、きょうはまた爽やかな日を迎えて、被災された方が一日も早く元の生活に戻るよう願うところでございます。

また、きょうも皆さんがご協力いただきながら、中身の濃い、実りのある委員会にしていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。

本日は、総務部から審査を開始いたしまして、選管・監査事務局、会計課、議会事務局の審査を行います。

#### 総務部の審査 午前10時01分

平山委員長 まずは、総務部から審査を始めます。

審査に先立ちまして、成瀬総務部長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

成瀬総務部長 （挨拶。）

平山委員長 ありがとうございます。

#### 総務課の審査

平山委員長 それでは、総務課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔をお願いいたします。

#### 議案第69号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

平山委員長 初めに、議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴内総務課長 （議案第69号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木副委員長 先ほど、この名称改正に至った最初の理由の中に、不祥事があったということなんですけれども、どういう不祥事のために名称改正が必要になったかという内容をご説明いただきたい。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 正直、私どもも詳しくは理解しておりませんでした。資料等で確認いたしますと、KSD事件ということがあったということで、いわゆる経理の透明性であるとか、そういった部分がある意味、内々の中で処理をされていたということで、今回、法人等の改正3法というのが2008年に行われまして、そちらをもとに、これまでの単なる財団法人何々と、そういったものを一般財団と公益財団に明確に分けて、その組織の運営を透明化を図りながら行うということでの法改正に基づく修正があったということでございます。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうしましたら、この現行と改正案の2つが今提示されていますけれども、財団の中に一般と公益とおっしゃっていたんですね。わざわざその違いを、不祥事が起きたとって、一般と公益を分けたいという趣旨だとすると、この見方としては、この1から5というのは、これ

は全部一般ですか、公益ですか。その種類というのは、どういうふうに考えているんでしょう。全部、公益ですよ。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 お手元の資料にあります左側の改正案ですが、(1)、1のほうの施設振興公社につきましては一般財団、それ以外につきましては、基本的には社会福祉法人以外は公益財団ということで、公益財団につきましては、その業務の経理の5割以上が公益性の高い業務に当たっているというような、組織設立の段階でのチェックを受けて、5割以上が公益的な業務に当たっているということで認められたものが公益財団になります。それ以外の業務を行うものは一般財団ということで整理をされておりまして、いわゆる税の優遇措置とか、そういったものが公益財団については認められておりまして、一般財団は通常の税等の支出等も発生してくるというような違いがあるというふうに聞いております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうしましたら、ちょっと勉強も兼ねてになるかもしれませんが、1番のここは一般と振り分けられたんですよ。そうすると、どの部分が一般、要するに民間と同じだという意味だと私は解したんですけれども、同じで、その5割と割ったときに、どの部分が公益性が高いというふうに仕分けされたのかをご説明いただけますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今回、施設振興公社につきましては、市の施設の管理運営ということで行っているわけですが、その経理状況を整理していく中で、公益性がどこまで認められるか、やはり県のほうの担当部局との調整の中で、なかなか5割を超えるというのは、今後、3年、5年を見通

した中では厳しい部分があるだろうということで、一般というような位置づけにされたというふうに聞いております。

ただ、農業公社につきましては、本来行政が行うべき農業政策、そういった部分を大半受けている、農地の流動化であったり、そういった部分が5割を完全に超えているということで、そこで整理をされたというふうに私どもは聞いております。平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 どれでいいんですけれども、要は1番を具体的にと言ったのは、施設振興公社がやっている、その業務の中で、5割ですよ、公益性がある事業というのはこういったものがあって、公益性がないと判断されている事業というのは、逆に公益性のない5割の事業のおおむねの概要、どの事業をそういうふうに、ないというふうな形で仕分けされたかはわかりますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 正直、具体的に、細かな管理している施設、今、4施設ございますが、その施設の設置の目的であるとか、そういったものを踏まえて検討、県のほうで調整をした中で、例えば温泉施設を管理しているわけですが、それについては、いわゆる公益、行政が行うべきものかどうかというような判断の中で、民間企業でも十分対応できるであろうとか、そういった整理の仕方の中で、あくまで施設振興公社が現在行っている4施設の管理運営については、公益性という部分が薄かったというような判断をされて、結果的には一般財団というような位置づけになったというふうに聞いております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうしますと、この公社が民間性が高いとか、そういうことではなくて、業務が、管理しているものが、民間に近いものでも公益性

の高いものの管理ができるんだと思うんですけども、市でつくったものであっても民間性の高いものについては公益性はないと、そういうものを扱っているということで、一般財団法人に区分けしたと。一般か公益法人かの判断は、今ちらっと思ったんですけども、どこが判断を下しているんでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 最終的には、国の機関がその内容を精査した上で振り分けるということでなっておりますが、一度、県のほうとの調整を行って、県の文書学事課だと思うんですが、そちらとの調整を行った上で内容を精査し、国のほうに上げていくというような流れになっているのを聞いておまして、県の段階で、ただいま申し上げましたように施設振興公社については、公益性という部分ではなかなか厳しいであろうというような判断がされたというふうに聞いております。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木副委員長 はい。

平山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了して、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第69号 那須塩原市公益的法人等への職員  
の派遣等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 では、異議がないものと認めます。

よって、議案第69号については、原案のとおり

可決すべきものと決しました。

議案第73号の上程、説明、質

疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第73号 災害時相互応援協定の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴内総務課長 （議案第73号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 内容と説明はわかったんですけども、2月にその64の市町村で発足したところに、那須塩原市は、全協の資料だと、広域行政事務組合は加盟しているということなんですけれども、那須塩原市は、そのときの協議会には市としては参加をしていなかったもので、7月には、その締結の最初のときに加われなかったという理解でよろしいですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 ただいまご質問ありましたとおり、那須塩原市につきましては、広域行政事務組合が共同処理をしているし尿処理ということで参加をしていたわけなんです、その際には、もちろん構成団体ではありませんので、那須塩原市は、その協議会には参加はしておりません。

ただ、事務局会長を務めております北茨城市のほうから、その各一部事務組合を構成している自治体についても、せっかくの機会なんで共同で応援しましょうと、そういうことで、改めて今回の災害応援協定を結ぼうという際にお声がかかったというようなことで、設立当時に意見はありまし

たが、具体的に動き出したのはそれ以降ということで、今回のような流れになっております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 この協定、できたばかりで、那須塩原市以外は既に協定締結は済んでいるという説明だったんですが、後から加わったからいけないとかいいとかではないんですが、先ほどの説明だと、議会の議決が必要だから9月まで押して、ここまで来てしまったということで、何となく聞いていると、ちょっと言い方が変なんですけど、そうでなければ、みんなと一緒に7月のときにできたのかなというようなふうに思うんですが、これがおくれた原因というのは、やはり議会の議決が済まなければならないという、そういうことだけだということなんでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 ただいまのご質問でございますが、結論的には、やはりそういうことになるかと思っています。関係自治体としては、この近くでは大田原市、那須町が7月の段階で協定に参加しておりますが、本市の議会基本条例の中で明確に位置づけられておりますので、やはり市民の皆様を代表される議会の皆様にご理解をいただいた上で協定に参加するというので、北茨城の事務局のほうには、その旨ご説明をし、理解をいただいております。

山本委員 はい、了解しました。

平山委員長 よろしいですか。

山本委員 はい。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 協定を結んだ途端に、ちょっと極端な話ですよ、何か関係団体が起きたときに、うちではなくてもそうしたときに、その体制、今はそういう体制はできているのでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 現在、先ほど申しあげました4ブロック制となっております……

鈴木副委員長 那須塩原市と執行部は、その資材とか人的なものの準備が整った中で加盟するのが、入ったは入ったんだけど、とりあえずこれから支援の体制を構築していくのかという点で。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 現在、本市としましては、こういった災害における対応ということで、その段階は1、2、3というようなレベルに応じて整理をしておりますし、その中で、関係自治体からの応援等が求められた場合に、できる範囲ということになるかと思うんですが、資機材等についてもある程度確保している部分もございます。

また、人的な支援ということになると、その部署部署によって業務の関係もございますので、その辺は、その応援は求められた内容に応じて検討をし、64あるわけですから、対応できるところに委ねるといってもあるかと思うんですが、現段階で災害対応というような本市の組織上組み立ての中では、一定の対応はできるというふうには考えております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 ありがとうございます。組織に入ったら協力体制はある程度、今後できていくというふうに理解しました。

あともう一つ、これは那須塩原市としてではなくて、この入る団体全体なんですけれども、本来は災害があったらば、国とか県とか、上の組織がやるのかなという感じがするんです。ただ、応援というのは、全然これは賛成でいいと思うんですけども、そういうところとの、この組織を立ち上げるに当たって協力関係みたいなもの、どういうところをすみ分けしながらやっていくかというあたりは、この団体というのは、ある程度できて

いるのでしょうか。そういう、一応こういう場合は国はここをやってもらって、この団体としてはこういう形で応援しようというあたりは、考えたりとかあるんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 現在は立ち上がって間もないということもあります。また、通常、自治体の中で災害等が発生した場合には、やはり近隣との協定、本市も県内全市町、また福島県の白河市であるとか、姉妹都市、また東京の足立区、そういったところとも応援協定も結んでおります。一義的にはそういったところ、近隣の自治体等も含めて、こちらへの応援要請というものがまずあるものだというふうには思っておりますが、もちろん県・国というのも、その中に入ってくると思います。

そういった中で、その被災の規模に応じて、その近隣、また県内では十分対応し切れないような案件が出てくるとすれば、こういった広域的な協定を結んでいる団体に応援要請をしていくというような、ある程度の段階に応じた振り分けというのは、せざるを得ないというふうには考えています。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうすると、あれですね。被災になっていないところととにかく連絡をとって、困っていることをまず確認しながら、できることを、こちらが被災を受けていないとすれば協力していくと、足りないところとか国や県で対応できないところは連絡をとることによって、何らかの形でも応援していこうというような、最初からこれありきということじゃなくてということなのかなと思うわけで、そんな感じなのかなと思いますので、それでよければ、これで終わりにしたいと思いません。

平山委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑はないようですので、質疑を終了して、討論を許します。討論ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第73号 災害時相互応援協定の締結については、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

議案第73号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 それでは、ここで予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴内総務課長 （議案第59号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。質疑ございませんか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 小型動力ポンプ積載車というのは、全体に、今現在使っていないところ、それから今後、まだ整備する余地のあるところ、ご説明いただきたい。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今回、各団に1台ずつ基本的には配備しております。黒磯地区につきましては43

台が現在配備済みでございます。

このポンプ車につきましては、20年を1つの更新の目安として計画を定めて順次更新を行っているところでございますので、現時点で配備をしていないところはもちろんございませんし、今後も毎年2台であるとか3台であるとか、その都度計画的に更新をしていくというふうに考えております。

あと、このポンプ車につきましては、小型ポンプと積載車ということで2種類、実際にはございまして、その地区の実情に応じて、合ったものをそれぞれ配備しているということでございますので、全てがこの積載車ということではございません。たまたま今回お願いしているのは、積載車についての補正予算ということでございます。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、ないようですので、質疑を終了し、討論を許します。討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 それでは、ここで決算審査特別委員

会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

伴内総務課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

それでは、10分間休憩いたします。11時15分からお願いいたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

伊藤委員。

伊藤委員 233ページになります。

9款消防費、1項3目消防施設管理費、この中で公有財産購入費なんですが、この消防団詰所を、これは1分団7部、この293㎡を購入したという事例がここに載っているんですが、この消防団の詰所を購入と、あるいは借り上げるという、決めることはどこで判断するのか、お聞きします。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 詰所につきましては、基本的には、これまでは借り上げというような形で、各地区の方の協力をいただきながら、施設の整備しながら事業を運営していたわけなんです。中には土地の所有の関係で、変な話ですけれども、持ち切れないというような場合があったり、いろいろなことで相談を受けています。本来、行政の施設でございますので、借り上げで対応できるものは基本

的に借り上げでやっておりますが、必要に応じて購入の希望があった場合には、購入での対応ということも、ケースバイケースで対応しているというのが現状でございます。

伊藤委員 そうですか。わかりました。

実は25年度、今度、私たちの地区でやはり詰所の建てかえという事例が出たんです。その中では、この借地は借り上げということでなったものだから、お聞きしました。わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

玉野委員。

玉野委員 54ページ、1項2目の人事研修事業推進費の委託料についてなんです、その一番下にリーダーシップ研修・技能労務がありますけれども、市独自のものという説明がありましたけれども、5年間、退職者が多いということもありましたが、それによって市独自のものなのかと、人数の指摘をされましたけれども、この人数の線引き、対象のラインというんでしょうか、それと委託料ですから、外部からの研修者を招くということだと思いますが、その辺もあわせてお願いします。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今回の市独自の研修、特にリーダーシップ研修につきましては、今後、職員の退職の推移を見ますと、5年間で150名からの退職者が出るであろうというふうに見込んでおります。

そういった中で、今の管理職等が大量に退職をするということになった場合に、やはり今の、その次に続く若手職員といえますか、いわゆる副主幹クラス、係長クラスの職員を対象に、そのリーダーシップがとれるための研修ということで今回行いまして、特に委託ということで日本ビジネスドック株式会社という、そういった専門の研修を行っている事業者に委託を行って実施した内容で

ございます。

それぞれ、リーダーシップの対象者は86名ほどこちらでは考えておりました。ただ、業務の関係とか、そういったことで、実際に参加された者が69名ということで、全体で8割強の参加を見ているということと、実施に当たりましては2日間に分けて、本庁で1回、西那須野の支所で1回ということで、それぞれ集まりやすい場所を設定しながら実施をしたというような内容でございます。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 86人というと、実際は69ですけども、86という数字の出し方の背景。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 この86という数字につきましては、現在、市の職員の中で副主幹という位置づけになっている職員を対象としました。

以上です。

平山委員長 よろしいですか。

藤村委員。

藤村委員 今の対象者の中の男女比の構成をお伺いしたいんですが、86名の男女比と、参加した69名の男女比を教えてください。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 大変申しわけありませんが、その当日の参加者名簿についてチェックをした上で、後でご説明したいと思います。年齢構成の中でちょっと確認しますと、一般的には40代の職員というようなくくりで考えてみますと、男女比につきましては、男性が40代の職員で120名ほどいます。女性職員は70名強ということで、6対4といえますか、そのぐらいの率で現在の職員の男女比、その年齢層ではそのような分類になっています。

平山委員長 よろしいですか。

藤村委員 では、参加者は後で教えてください。

伴内総務課長 基本的には年齢で大体、その副主

幹にも経験年数とかで上がっていきますので、ただいま申し上げました、大体6・4ぐらいの割合で副主幹もいらっしゃいますので、参加された69名についても、基本的には大きく変わっていないというふうに捉えています。

詳しい当日の出欠、参加者名簿について、ちょっと今、手持ちではありませんので、追ってまた報告させていただきます。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 前回の市議会のときの質問でお願いした、ぜひ女性にも背中を押していただきたいというお願いでありましたので、そういうようなことはこの研修には対象になっているかどうか、お伺いします。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今回、今申し上げましたように、今、6対4のイメージで参加をされているということで、基本的には男女を区別するという考え方は市では持っておりませんので、同じ内容の研修を受けていただき、少しでもスキルアップをしていただければということで行っておりますので、とりたてて女性の背中を押そうとか、そういうような思いはありませんが、基本的には同じレベルでの研修ということで、少しでもスキルアップという取り組みをしているという状況でございます。

平山委員長 藤村委員、いいですか。

藤村委員 はい、また機会を改めてお聞きします。

平山委員長 ほかに質疑。

鈴木委員。

鈴木副委員長 52ページですけれども、大きい枠の60事業ですね。ここで非常勤職員報酬で、弁護士さんをお願いしたというようなお話があったんですが、よろしければ具体的な、どういう案件だったのか。それから、その案件の結果、どういうことになったのかをお願いしたい。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 具体的な案件ということでございますが、その都度、各部署において独自の判断ができないもの、また係争的な内容について、それぞれ弁護士の先生がお2人おりますが、そちらに事前に相談要旨をお送りして、中身を見ていただいた後、こちらからおじゃまをして、具体的に相談をするということで、それに対して法的な指示といえますか、考え方をいただいた上で、直接、個人であり法人であり、そういったところとの調整を図って解決を行っていくというような内容で、正直、案件的に相当な数もありますので、具体的内容ということになると、例えば課税の部分であるとか、そういったことに対しての相談も現実には行っているというような内容もございます。

ここには、一通り整理をしていくと、相当な数になっておりまして、1個1個取り出してここでご説明というのは、ちょっとなかなか難しいかとは思いますが、教育部サイドもあれば、いろいろなところから現実には相談に伺っているというのが現状でございます。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 ちょっと説明のときに、特別今回だけ多く出のかなというように私が勘違いしたのかもしれませんが、その中で文書の開示請求というような話をされていたので、それを不開示にしたということで、これはそれだけでかかったのかというふうに、そのときにちょっと勘違いをしていました。そうではないということであれば……

平山委員長 課長。

伴内総務課長 申しわけありません。まず2つの項目が入っておりまして、上の段の顧問弁護士お2人については、24年度につきましては、お1人の方が7件、7回ほどご相談をさせていただいて

おります。もう1人の先生につきましては9件で12回ほどご相談に伺っているというような状況でございます。

このお2人につきましては、月額5万円の報酬をお支払いして対応しているというような状況でございます。

それと、その次にあります情報公開等につきましては、いわゆるDVと言っていいのかわかりませんが、そういった形の中で、お子さんの状況を確認したいということでの資料の開示請求があったものに対して、この委員会を開き、本来、開示すべきものではないという市のとった対応について、この委員会の中でもご承認をいただいたと、そういうことで、改めてこの情報公開関係で1回ほどの、1回といいますか1件の対応をしたものが、この2行目に書いてある内容でございます。弁護士さん等の対応とはまた別な案件ということでございます。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 了解しました。

今のは、仮に文書開示が出てきて、それを開示しなかったときに、こんなに費用がかかるのかと思ったものですから、そういうのではなくて、全体の、ある程度経常経費みたいなということで了解しました。

続いてよろしいですか。

55ページのご説明の中での、市町村がやっていたものを県に振り替えたというふうに私は聞いたんですけれども、負担金、非常勤職員公務災害補償事務等というもので、100万6,872円のあたりを、市町村でやったものを県のほうにお願いしたというふうにお聞きしたんですけれども、これは何か事務が簡略化できるようなお話だったんですけれども、これは何がよかったのか。要するに金銭的に安くなったのか、何がこうすることによってよ

くなったのかを1つだけなんですけれども。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今回、24年度から非常勤職員の公務災害の補償ということで、これまでは県の市町村が事務を行っておりまして、そちらに、いわゆるお金を支払いをして、そちらの団体がいわゆる損保会社とか、そういったところにお金をお支払いし、事案が発生した際の補償についての、県も含めて対応していただいていたんですが、それについては、これまで掛け捨てだったんです。

それを24年度からは県の市町村の総合事務組合という別な団体に負担することで、こちらにはプール方式になりますので、案件がなければ負担したものはプールされていくということで、なおかつ、事案が発生した際の状況の把握であるとか、そういった認定をする必要性、その内容を審査するに当たって、これまでは市のほうで、そういう案件があれば、そういう認定委員会を設置して、その中で審査をするわけなんです。今回、委託することによって、そういった事務も全てこちらの総合事務組合でやっていただけるということで、そういった部分では事務的な効率化が図られたということと、掛け捨てであったものがプールをされていくということで、経費的にも長いスパンで考えれば削減がされるであろうということで、こちらに移したというような内容です。

鈴木副委員長 はい、わかりました。メリット。

この件についてもう一つ。そうすると、掛け金自体はプールされるというのはよくわかったんですが、今までの市町村と比べて、掛け金自体は金額の差というのはありますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 23年度と比較をしますと、23年度が88万ほどだったんです。24年度は100万6,000円ということで、実際には12万円ほど負担額はふえ

ておりますが、先ほど申し上げましたようにプールされている部分で、実際に支払い等が発生しない場合には、一定額がそのまま残っているということで、トータルで見れば、掛け捨てとプールの違いで経費的には削減されているというふうに考えています。

鈴木副委員長 そうすると、過去の事例で考えると、88万で支払いが済んだかどうかで、逆シミュレーションをすると、過去に戻って、過去5年間で事案が発生していたとすれば、県のやった場合だったら幾らだけでも、今回12万ちょっとですよね、1件か2件出るとオーバーしてしまうんでしょうけれども、確率的に言うと、今のお話は、仮に10年スパンぐらいで見ただけの場合には、プールしてしまったほうが資金的にはうまく回せたというふうに考えていいんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 実はこの非常勤職員、どちらかという臨時職員さんに対しての、公務上げがをしたとか、そういった場合のいわゆる保険的な部分なんです、現実問題としてはほとんど発生しておりません。ですから、これまでの実例としては、正直、手元ではほとんどないというのが現状でございます。

今年度になって1件ほどありましたけれども、そういった部分を単純に考えれば、本当に掛け捨てで何も残らないものではなく、プールされているということがありますので、今後、そういったような事案が発生した場合には、その負担金の額も大きく上乘せすることなく、この保険の中で対応できますし、今後場合によっては、その負担金が減ってくる、ある程度プールされているので、那須塩原市の負担分は幾らでいいですよということで、減になってくるというような可能性も高いのかなというふうには思っています。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 丁寧な説明をありがとうございました。了解しました。

続いて消防関係なんですが、消防車両、ページで言うと235、消防車両で、一般的な話で結構です。これだけ市で消防車を抱えて持っているわけですから、消耗したり、維持管理していかなければいけないと思うんですけども、知っている人はいるんじゃないかと思うんですけども、これを任せている整備点検、普通、私らだと知っているところの業者さんに頼んでやっていると思うんですけども、これはどういう形で整備点検などは依頼しているんでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 黒磯地区で43台配備しているわけなんですが、基本的には各部、何々地区でそれぞれ管理されていると思うんですが、その中のいわゆる知り合いの方とか、地域のそういった整備会社とか、そういったところでのチェックをいただいているというのが現状でございます。まとめて市のほうでということではなく、各部の対応をお願いしております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうすると、そこに競争原理は働いている状況はありますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 現実的には、なかなかそういったところは難しいかなというふうには思っております。正直、相見積もりをとりながら対応をしているかという部分については、確認までは私のほうでもとっておりませんので、申しわけありませんが、ちょっとお答えできません。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 非常に防災というのは大切なので、士気に影響するかと思しますので、確かに難しい

部分ではあるんですが、ちょっと目を外すと競争原理から外れるところもあるので、そこにもちょっと少しは触れるような形でお受けいただければなということで、要望みたいになってしまいますけれども、そういう部分も誰も触らないとそうになってしまうので、だから士気が先にあるので、そちらを大事にしてやっていただきたいと思えますし、消防団の方もなかなか少なくなってきたので、やはり大切にしたいと思えます。事務局をやっていただいていると思うので、その辺を一緒にあわせて見ていただきたいと思えます。

もう1点だけ。同じようなことで、きのうからちょっと感じたんですけども、236ページに消火栓の管理費というのがありまして、これは単純に1カ所5,000円というふうな形だったと思うんですけども、これは多分、ふたを開けて水が出るかどうか確認する作業が5,000円だと思うんです。年に1回か2回なのかわかりませんが、大量にあれば、結構効率よくはできると思うんですよ。今のと同じなんですけど、あわせて、いつまでも単純に5,000円なのかどうか、これが適切であるかどうか、どうですかと聞くのも何ですので、私はそこだけ言って、今回はこれで終わりにします。

答弁は、何かありましたらお答えいただければ。  
平山委員長 課長。

伴内総務課長 今、ご指摘がありました内容については、消防署とも連携をとりながら、今まで以上に適切な対応ができるように努めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

平山委員長 山本委員。

山本委員 ページで行きますと、歳出の70ページと72と74とも関係するんですが、本庁と各支所の郵送料の話なんですけれども、これを全部足すと

4,840万ぐらいになると思うんです。この郵送料というのが、市役所でいろいろな各種、いろいろな課で出している郵送について、これで全部、これで見ているのかということをもまず1つお尋ねします。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今、話がありましたように、郵送に関しては基本的にはこちらに記載されているものがベースになっていますので、こちらで対応しておりますが、今、話がありましたように、特別会計につきましては、それぞれの経費の中で対応をしているということでございます。

平山委員長 山本委員。

山本委員 ということは、例えば督促状、何かを出すときの郵送料も入っているということなんです。ね。

それで、この郵送料が馬鹿にならない額だと思うんです。その3つで、私の計算だと4,840万円ぐらいになるんですけども、今、県内とか、国内でもそうなんですけど、役所関係から来る郵送というものが、これは多分、郵便局を使っているんだらうと思うんですけども、そうじゃないところを使ってくるものというのもあるんです。役所とは言えないかもしれないんですが、でも、あります。何とかメールとか、もっと安いものがあるんですけども、那須塩原市役所としての通信、郵送料というものの考え方は、あくまでも郵便局を使って郵送をするというのが基本だというふうに、これからも考えてよろしいんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 これまでは基本的にやはり郵便会社さんを基本に行っておりましたが、メール便であったり、いわゆる宅配関係であったり、いろいろなものが今現在はふえてきておりますので、やはり、より効率的なものについて検討はしてい

たいと思っています。

あとは、あわせて100分以上集まると割引制度があるとか、そういったものは各課に周知しながら、同じ郵便番号のところに行くやつは100部単位でまとめてくださいとか、少しでも軽減を図れるような取り組みはしておりますが、より効率的な方法があれば、そちらについても今後は検討していきたいと思っています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 ちなみに、この本庁だと4,069万何がしの中に、議会関係の郵送も全部この中で賄われているということでしょうか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 基本的には含まれているということで。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そういう郵送をする、督促状を出すのはもちろん出さなければいけないというふうに思うんですけども、その辺は、各課からこれを郵送してくださいと出てきたものに関しては、システムとして、例えば議会事務局から、これを議員さんに出してくださいというのを、一旦、総務に来て、総務でまとめて郵便局に持っていくということで、その中身については、何であれ持ってきたものはオーケーということで出しているようなシステムになっているんですか。

稲見総務課長補佐 基本的には、あと重さとか、ゆうパックにしたほうが安いとか、そういうものはチェックして、あとは基本的には来たものは。

伴内総務課長 今、補佐のほうから話がありましたが、各郵送の窓口といいますか、私どものほうに来て、各課で出す部数であるとか、重さとか、それぞれ一通りはかった上でチェックしていきますので、その内容に応じて、今、補佐が話したように、より経費のかからないようなものに移しな

がら発送をしているというのが現状です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 何でちょっと変なことを聞くかといいますと、きょう、すごく直近の例で行きますと、福祉課から議員に対して郵送が来まして、その中に返信のはがきがよく入っていることがあるんです。返信のはがきが入っているということは50円かかるわけですね。私もうっかりして、きのう、それこそ市役所の入り口で出してしまったんですけども、よく考えたら高齢福祉課宛なんですよ。その届け先。ああ、こんなところで出すよりも、あそこへ持って行ってあげれば、この50円、あと40円戻ってくるのになんて思いながら、そういうことが、細かいことかもしれないんですが、あります。

それで、やはりこういう時代で、わざわざ郵便を使って、督促とかはやっているんですよ。でも、特に議会などでは、ここでまとめればいい話も結構あって、そうなっているのにもかかわらず、一番それがされていないのが、この本庁関係の、何か出席しますかというのが、そういうのが多いような気がしています。

それを減らしたからといってこの4,000万が3,000万になるのではないんですけども、考え方として、やはり各課合理的に、私も、もらうと出してしまいますよね、ついつい。ここで出しながら、そうだ、高齢福祉課はそこだったなと思ったときには出していたみたいの部分、その辺も細かいことですけども、やはり合理化をしていただきまして、不要なものは郵送を使わなくても返事をもらうようなことにしていただきたいと、これは要望になりますということです。

あと、同じ70ページです。

先ほど、備品購入費の書庫を買うのは、東那須野調理場がいっぱいになったので、旧埼玉の清掃

センターということだったんですが、基本的な考え方として、清掃センターって要らなくなったものではあると思うんですけども、壊すものなのかなと思っていました。調理場についてはちょっとわからなくて、ずっと前からそこは使っているということだったので、そうかなと思ったんですが、埼玉の清掃センターって、いろいろな意味で清掃センターの跡地って、余り安全なところではないという考え方もありますよね。壊すのに、ダイオキシンなど。そこを何かを、書庫を入れて管理するところにするということはどういうことなのか、ちょっと違和感、今後あそこは書庫にしていくんですか。いろいろなものが入っているというわさもなきにしもあらずなので、ちょっとお伺いしたいと思います。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 年々増大する書類関係、本来であればきちんと管理すべき施設を建てて、建てるなり、今は使っていない施設を活用して、それを書庫の保管用に充てるというのが本来なんです。本市としましては、給食センターの跡地にまず入れているというのも応急措置的な内容です。そこももう目いっぱいになってしまったということで、現在の旧清掃センターの事務棟、そちらにスペースがあいているものですから、簡易的にと言っておかしいんですが、保管させていただいているというのが現状でございます。将来的にクリーンセンター、清掃センターの解体等がもし決まれば、そのときには、その中に入っている書類についても、またお引っ越しをするというようなことにならざるを得ないというふうには考えています。暫定的に置かせていただいています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 書類については、役所というのは膨大な書類があるし、ここの地下にも何か眠っている

みたいなんですけれども、必要なものをくれと言うと、ないと言われることも結構あるんです。特に合併前のものなんか。

それで、とっておくということは多分決まりがある、ずっととっておかなければいけないとか、何年とかというのはあると思うんですけども、やはりこの後、また何十年か後に合併がないとも限らないですし、清掃センターは確実にきつとまた引っ越ししなければいけないようなふうになると思ったときに、やはりもう少し将来的な見通しを持って、学校も減っていきますよね。学校だったら跡地に残るものもあるかもしれない。その書類をどうするか、紙ベースで残すのか、何かほかにも方法ありますよね。そういうことを考えていけないと、次々と何か場当たりのこと言うのはいけないかもしれないんですが、きっと探しにくいと思うし、要らないんだったら要らないなりに何かやり方があるしということで、そういう考え方は余りお持ちではないんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 今ご指摘のとおり、探しています。一生懸命。いわゆる学校の関係もありますし、調理場の関係もあります。そういった中で、現在、庁内でも公共施設の有効活用という部分で検討は入っておりますので、そういった中で、書類等の保管ができるような場所等が今後見つけれれば、そちらを1つの保管施設として指定をして、そちらに今後蓄えていこうというような考え方は、総務課内でも今検討中でございまして、場当たりにあいているところを見つけて入れているということになってしまっているんですけど、大きな考えとしては、そういうものを整備していきたいというふうには考えています。

平山委員長 山本委員。

山本委員 今回、この120万ぐらい、反対するこ

とはないです。これを買うことに対しては。

でも、結局、もしかすると無駄になるかもしれないですよ。また移ったら、それがサイズが合わないとか、何かこういうふうなことを、お金は大したものではないかもしれないんですけども、やはりファイリングシステムを片方ずつって、それもいろいろ言いたいことはあるんですが、それはともかくファイリングシステムをつかって書類を減らすという努力をして、あるいは、こういう決算書とかももう課に1つとか、全員に渡らないようにだんだん減っているのに、書類の保管がふえていくということに関しては、やはりこの辺でしっかりと考えていただかないと、ますますふえていくんじゃないかということで、要望として、とても前から感じておりました。特に清掃センターを使うということにちょっとびっくりしたというところでございますので、ぜひちゃんと考えてほしいと思います。

以上です。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 1点だけ質問なんですけれども、先ほどの55ページ、非常勤職員公務災害補償事務等ということだったんですが、非常勤の公務災害に掛けている保険と正職員の方が掛けているものと内容は違うんでしょうか。補償内容。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 正職員、臨時職員、非常勤職員等の補償の内容については、基本的には同じ内容で県のほうは対応しております。

藤村委員 わかりました。ありがとうございます。

平山委員長 ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようなので、質疑

を終了し、討論を許します。討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員さんのほうから何か。

山本委員。

山本委員 先ほどの退職の関係の話なんですけれども、5年間で150人の退職の予定だというお話なんです。今、定年延長の話が出ていますよね、国には。その辺については、まだ多分、市町村ははっきり決まっていなかったのかもしれないんですが、そこら辺の見通しというのを入れないと、やはり話というのは進んでいかないと思うのですが、一番の近いところの市の職員の定年延長が65ということ言われていますが、その辺はどんなふうになっているのか、この際、お知らせいただければと思います。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 定年延長ということで、ひとつ、いろいろ話題になったかと思うんですが、国家公務員の対応について、何年前かちょっと正確ではありませんが、定年延長というような対応ではなく、再任用というようなシステムに一時的には、

今現在は変わっているという中で、将来的にやはり年金の関係であるとか、職員の雇用については、定年延長というのが打ち出されてくる可能性もあるのかなというふうには思っているんですが、現時点では国のほうから、ことしの春、閣議決定をされて、再任用制度、また総務副大臣の通知等において、退職の延長ということではなく再任用での、年金との接続という表現なんですが、そういう形での対応を地方公務員についても、とるような方向で検討しなさいというようなものが来おりますので、現時点で定年延長というものが明確になっていないというところでございますので、今後、国なりの動きを注視しながら、必要に応じて適切な対応を、条例等の見直しを含めてやっていければなというふうには思っております。ちょっとはっきりまだ明確になっていないです。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうすると、今の再任用の制度がありますよね。何年か前から。それをこれからも、今のところは同じような形で続けていくという認識でよろしいんですか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 これまでも再任用制度というのはとっておりますし、特に来年の春からについては、退職される方が希望すれば、基本的には全て受けていくというような制度が示されておりますので、ただし、それが職員のこれまでの業務成績であるとか、そういったものももちろん勘案した上で、再任用というような方向性が示されておりますので、原則は全てというような形が考えられますので、役所全体の職員の数も含め、経費も含め、いろいろ検討しなければならぬ時期には来ているというふうには思っております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、今までは多分、再任用、

希望を出してもだめというか、つまり受けないということもあったと思うんです。

それで、今のお話ですと、例えば5年間で150人退職すると、1年間に30人、例えば退職が出た場合に、こういう言葉を使ってはいけないのかもしれないが、いろいろな方がいらっしゃるんで、希望する人を全員再任用されるということは、いろいろなお給料とかも下がるんでしょうけれども、つまり希望をすれば延びるということになるということが、人事管理上とか、仕事を皆さんがやっていくモチベーションの点とかで、その辺は問題にならないようにしてください。ごめんなさい、うまく言えないんですけども、そういうことなんです。それは来年からと。

伴内総務課長 義務化というのは来年度から。

山本委員 来年度から。では、今年度辞める方については、それはないという。

伴内総務課長 今年度退職される方からというような方向は示されています。

それに合わせて庁内でも、いわゆる適正な職務というんですか、業務、そういったものを各課から提案なりいただいて、何課の何業務だったら再任用職員でも十分対応できるねとか、そういったものを全庁的に今、集約をして、仮に全員手を挙げられた場合の対応については、何とか検討を進めている最中ということでございます。

山本委員 わかりました。結構です。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 ちょっと私も1つ。

5年間で150人というのは、ちょっと全体が今700人体制で、800切ったと思うんですけども、割りとか絞っているのかなというふうに、頑張っているなど、本市は頑張っているんじゃないかなというふうに私は思っていたんです。そこにまた5

年間で150人出ると聞いたら、では、これは新採をどうするのかなというふうに思ったりもしたんですけれども、微妙なんですけれども、やはり新陳代謝も必要だとは思うんですよね。若い人を入れないといけないと思うので、どういうふうに今、バランスが微妙だと思うんですけれども、やはり若い人もちゃんと補充しながら、全体の職員の数は基本的には、再雇用の人は、今いる800、ちょっと正確には覚えていないんですけれども、800人近くの数今後減らしていく方向で考えているのかということが1つと、その中で、再雇用と新しい人の採用のバランスはどのように考えておられますか。

平山委員長 課長。

伴内総務課長 まず、職員の総数につきましては、定員適正化計画というものを定めておりますので、来年ですと801名というアッパーの数字なんかを持ちながら、職員管理、人件費管理を行っております。

あわせて、新規採用職員の採用人数等につきましても、退職者の数、そこを総合的に勘案しながら、最低でもこのぐらいの人員を確保していこうということで、その職種とか、一般行政職も含め、保育士さんも含め、いろいろな人の動きを見ながら、採用委員会等の中で適正な数というものをまず考えて、新規採用は行っているのが現状です。

それと、定数の中に、再雇用ということで言われましたが、再雇用の職員を雇っていくというのは、どんどんふえていってしまうということになるんですが、国のほうの基準の中で、フルタイムで働いている方はいわゆる一般の職員にカウントしますけれども、短時間労働であるとか、そういった部分については、そのカウントから除かれるというものがございますので、そういった大もとにある定員適正化計画を維持しながら、業務と職

員の採用等のバランスというのは進めていきたいというふうには思っています。

鈴木副委員長 はい、ありがとうございます。

平山委員長 よろしいですか。

そのほか、委員の皆様からありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 ないようですので、総務課の皆さんのほうから何かありましたら。

課長。

伴内総務課長 特にございません。

平山委員長 ないようですので、総務課の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

これで、執行部入れかえのために、ちょうどお昼ですね、次の放射能対策課はお昼を挟んで1時からということをお願いします。

お疲れさまでした。

休憩 午後 零時

再開 午後 零時57分

平山委員長 定刻前なんですけれども、皆さんそろいましたので、会議を引き続きやりたいと思います。

その前に、伴内課長より発言を求められております。

課長。

伴内総務課長 午前中、リーダーシップ研修の関係でご質疑いただいた内容で、参加された男女の比ということですが、69名参加のうち男が46名、女が23名、率にして67対33ということで、先ほど6・4と言ってしまったんですが、そういう数字になっておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

平山委員長 ありがとうございます。

それでは、放射能……

鈴木副委員長 ちょっといいですか。

平山委員長 はい。

鈴木副委員長 もともと、市の職員の男女割って幾らなんですか。

伴内総務課長 細かい端数部分はあれなんですけど、基本的には60対40に限りなく近い形での男女比になっております。

鈴木副委員長 ありがとうございます。

#### 放射能対策課の審査

平山委員長 それでは、放射能対策課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

今回、放射能対策課については常任委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

#### 認定第1号の上程、説明、質疑、

#### 討論、採決

平山委員長 認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

須藤課長。

須藤放射能対策課長（認定第1号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑はございませんか。質疑はよろしいですか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

#### その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

藤村委員。

藤村委員（放射能対策の今後について）

平山委員長 その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 放射能対策課の皆様のほうから何かございましたら。

課長。

須藤放射能対策課長（25年度の住宅除染事業の進捗について）

平山委員長 ありがとうございます。

その他でないようですので、放射能対策課の審

査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

ここで執行部の入れかえのために暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時18分

再開 午後 1時22分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 財政課の審査

平山委員長 それでは、財政課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡潔にお願いいたします。

今回、財政課については常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

#### 議案第59号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

平山委員長 議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八木澤課長。

八木澤財政課長（議案第59号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等お受けいたします。

藤村委員。

藤村委員 すみません、5ページのLEDの交換とおっしゃった件なんですけれども、その消防法の改正で20mから15mに変更されたという、ほかの建物、市の建物とかは全部それに適応しているということなんですか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 今回、本庁舎の分だけを交換するというところで考えているんですが、以前につくったものは全て20mの基準でやっていますので、消防署と打ち合わせした段階では、そういう大がかりな工事をするときには変更してください。今、何でかんでやりなさいということではなくて、何かの際にはやってくださいということを言われたものです。

藤村委員 わかりました。ありがとうございました。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 15ページですね。

一番下、12款、公債費、600万円ほど利子が減ったとありがたい話だったんで、市債として、今財政調整基金が結構ある中で、金利が高いものを繰り上げで返せるものを返せると助かるんじゃないかなと思う中で、相手さんもあることなので勝手に返せないよということがあるとも聞いていますので、今回はタイミングよく来たのかということと、ほかにうまく返せる、これに限っては私はいいと思うんですけれども、そのほかに関してもこういうものも多少考えられるあたりがもし、お話しできたらお伺いしたいんですけれども。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 今回は、東日本大震災で被害が大きかった自治体、それが特定被災地の公共団体ということなんです。栃木県内で12市町に対してのみ今年度限りで、金利が4%以上のものがあ

れば補償金免除、繰り上げ認めますよということが今回出ましたので、そのチャンスを捉えて、今回返済するということです。

通常、私どものほう、この4%以上というのは、これで終わりということで、あとはもう4%未満という金利になりますので、今後そういうまたチャンスがあれば、減債基金を使ってやりたいと思っていますが、それはいつ出るかというのわかりません。

以上です。

平山委員長 そのほか質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 まず、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

八木澤財政課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 ありがとうございました。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

鈴木委員。

鈴木副委員長 310ページの一番最後に説明していただいた一時借入金というのは、どういうときに何のために借りたのかお願いいたします。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 これは一時借入金という名前で計上しているんですが、通常、税金とかが今使うときに不足するときには、いろいろな基金がありますけれども、それを繰りかえ運用しているんですね。積んでありますから、それを崩してとりあえず充てて、後で返済するんですが、返済する際に当然利子も返済するんですね。基金のほうに利子分つけて返すという形をとる際に、その利子分として一時借入金利子31万9,571円をこのところに乗せてあるということでございます。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 400億動かしている市だとすると、そういうことを想定して現金で置いておくのがいいのか、少なくしておいてそういう何かのときに貯金しておいたのがそこから一時ちょっと借り入れてまた返すという話だったんじゃないかと、どっちがいいのかというバランスは。そうすると、市ではいつも現金で、借り入れしなくていい、いつでも払い出せる現金というのは、通常どれくらい置いてありますか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 基本的に会計課のほうで運用していただいているんですが、基金としてはトータ

ルで100億からあるんですね。よく必要な時期が年度始まって4月5月、この辺はまだ固定資産税が5月末にしか入ってこない。そうするとこの辺がどうしてもお金がないとか、そういうときに当然給料を払ったり、いろいろ支出がありますので、そういうときに、以前は銀行から借り入れて、それでとりあえずしのいでいたということもあったんですが、そうすると金利が高いと。そういうことなので、自分たちが持っているところを繰りかえて、運用して、その1%とか0.5%の金利分だけはちゃんとつけて返しましょうというやり方を今とっているんですね。その仕組みになっています。

平山委員長 玉野委員。

玉野委員 内々で金利をつけているという意味ですか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 そういうことになります。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 これ、金利がちょっとあれなんですけれども、そうするとこれは幾ら借りたことになりますか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 このときは28億ほど借りて、その利子分、月単位で、ずっと借りているわけではなくて、そのショートしている期間だけの利子分ですね、20億借りたところの。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 そうすると、いつこれは返済を終わったときの利子ですか、最後でゼロになったときは。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 年度末に返したときのことで。

平山委員長 よろしいですか。

鈴木副委員長 了解。

平山委員長 ほかに質疑はございませんか。

玉野委員。

玉野委員 この金利というのは、決まっているんですか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 本来、基金のほうで積んでいれば、そのときの利息がつくわけですよ。それを一般会計のほうで利用させてもらうので、当然基金のほうにも利子つけて返さないと、基金のほうで損しちゃうわけですよ。そういう仕組みになっています、そういうことです。

平山委員長 よろしいですか。

玉野委員 はい。

平山委員長 ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第8号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 次に、認定第8号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを議題といたします。

課長の説明を求めます。

課長。

八木澤財政課長（認定第8号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 平成24年度那須塩原市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第8号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

君島委員。

君島委員 ちょっと今ページわからないんですが、塩原支所をきのうやりましたら、塩原支所のほうから温泉の使用料について11節光熱水費の支出になっているということだったものですから、これ収入も使用料として収入を得ていて、特別会計のほうへ支払するやつも、特別会計のほうでは使

用料として取っているんですが、なぜ塩原支所のほうで光熱水費の支出で使用料じゃないんですかということを知りましたら、何か財政課の指導によるという返事をいただいたものですから、この温泉の使用料についての解釈がなぜ光熱水費なのかというのをちょっとお聞きしたいなと思ったものですから。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 温泉のほうでそういう事例があったわけなんですけれども、通常は、一般会計とかほかの会計も含めて、光熱水費というところで支出しているということなものですから、ばらばらではやはり市としておかしいだろうということで、財政課としては光熱水費のほうの支出に統一しようということで、お話をさせていただいております。

以上です。

平山委員長 君島委員。

君島委員 ほかは温泉使っているところないですよ、市で。塩原支所だけですよ、温泉の分を払っているというのは、これは当然、特別会計のほうからの、温泉のほうの管理者のほうからの許可証という形が出ているので、当然許可証も契約書でありますよと、月々の使用料と使用に対する許可ということで出ているものですから、これを契約書と仮定した場合には、実務提要なんかの関連といいますが、あれでしますと、契約に係るものについては、一般的経費については光熱水費ですよと、しかし、契約にかかわってその使用料を払うものというのは、使用料及び賃借料の中での支払いが妥当であるという形のものが実務提要のほうには載っているんですよ。

ですから、その解釈の仕方を温泉の許可証というものが契約書のうちでありますよと解釈をした場合には、14節の支払いが妥当ではないかと思う

んですが、この辺いかがですか。

八木澤財政課長 委員長、すみません、財政係長のほうに答弁させますので。

平山委員長 じゃ、係長、お願いします。

村松財政係長 こちらにつきましては、実は平成24年度の中で科目の整理を財政課のほうでさせていただいた際に、先ほど課長が申しましたとおり、財政課が作成した資料の中で光熱水費との指示をいたしまして、各課とも現在それに基づいて予算要求をして執行していただいているという状況です。

それ以前におきましては、一部の施設において使用料という形で予算要求、執行を行っていた経緯もあったかと思っています。

実は、財政課のほうで光熱水費と指示をいたしました理由につきましては、温泉につきましてはどちらかという権利を取得して使用している場合と、温泉を使用した量に基づいて料金等をお支払いして使用する場合があるかと思いますが、一般的に市の施設が料金を支払う場合に、その量に基づいて料金を支払っているというように聞いてございます。そういった場合の使用につきまして、上水道料金等と同じ形態であるという解釈から、本市においては24年度予算の中では光熱水費として整理をしたという経緯がございます。

財政課のほうでは、契約行為、それから使用の形態、あとは料金の支払い方法などを総合的に勘案しまして、光熱水費として解釈したということとして、これらが異なってくるということであれば、当然、科目のほうも再考しなければならないケースが生じてきまして、結果、科目が異なるケースもあるというふうには認識してございます。

また、先ほど議員のほうからお話ありました実務提要の中で、財政課の解釈としましては、一般的に物を使用しているのだから使用料であろうと

いう性質別のもの、性質的にそういった判断がされるものであっても、経常的な支出がされるもの、いわゆる経常経費とっておりますが、としての性質もあわせ持つようなものにつきましては、需用費、いわゆるここで言う光熱水費になりますが、として区分される場合もあるというふうに記述されていまして、参考までに申し上げますと、下水道使用料金、こちら下水道使用料という形になるかと思うんですけれども、こちらについても、上水道と密接な関係があつて経常的な経費というふうな該当になるものですから、こういった解釈から、上水道に準じる科目区分として差し支えないというふうに解釈されている部分もありますので、その部分を我々の中で解釈をしまして、今回の温泉使用料につきましては光熱水費という形で統一させていただいたという経緯がございます。君島委員 わかります。ですから、経常的経費の場合においては使用料じゃなくてというのも確かに記載されておりますし、そういうふうな指導になっているかと思うんですけれども、ただ、私のほうで引っかかったのは、使用料に合わせた料金じゃなくて、1口何、毎分何という形のを月額幾らで支払うという形で温泉管理者のほうから許可を得ているという形になってきたものでやっているの、そうなると、その許可証そのものが使用に当たっての契約書というふうな解釈をした場合は、経常的経費ではないのではないかなった場合には、当然、経常的経費じゃなければ使用料のほうで支払いが妥当ではないかということで、きのう、塩原支所のほうにお聞きをしましたら、塩原支所のほうでは財政課の指導だということで終わりになってしまったものですから。村松財政係長 そうですね、中ほどでちょっとご説明しましたとおり、当然そういった契約の形態ですとか、支払いの方法ですとか、そういったも

のが異なってくれば科目が異なるのは当然ですの  
で、我々のほうもそういった形であれば使用料で  
も差し支えないとは思いますが、その辺ち  
よっと実際に予算を要求している側と財政課のほ  
うでも逐一のチェックというのがなかなか難しい  
点もありまして、異なっている場合もあるかと存  
じます。

君島委員 そうしたことなので、別にそれが悪い  
とかいいとかという問題じゃないものですから、  
解釈の違いなので、できれば統一した見解でいき  
たいなと思いますので、よろしく願いいたしま  
す。

平山委員長 山本委員。

山本委員 以前に、財政のほうで中長期の財政の  
見通しということで、23年度からの10年フレーム  
というのを出示して、その当時、吉成議員でし  
たか、それについて質問しまして、中間型でず  
っといくんだというような説明がありました。

その後、あれが出た後に震災が起きて、今に至  
っていると思うんですね。一応お示しいただいた  
その10年フレームの中で見ていくと、現在、規模  
がもう400億では済まないところに来ているにも  
かわらず、ずっと10年のフレームの中では400  
億の上下ぐらいでずっといくんだよというような  
ことで、 財産とか市債とかとずっと書いて  
あるんですけども、一応あれをいただいて、あ  
のとき説明をしていただいたので、私としてはそ  
れが何かのときの指標になっているんですけど  
も、一応10年間のフレームといっても、そうや  
つてときどき変わっていくし、今回は特に大きく23  
年に変わってしまって、ちょうどその変わったと  
きにあれを使うようになったということで、非常  
に現実とは離れているような気がいたしますが、  
その後、そのフレームに関しての説明は多分ない  
んだと思うんです。その辺のことに、市長

もかわられたことだし、当然見直しをすべきもの、  
何もなくても2年3年で見直しをしていかなけれ  
ば、10年後がこういうふうになってしまうんです  
よね。その辺の考え方と、今後、このフレームに  
ついては見直しをしていくのか、議会に示してい  
ただけるのかについて伺いたいと思います。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 平成23年の3月議会に向こう10  
年間の中期財政計画ということで出させていた  
だいたその議会中に地震がありまして、今日を迎  
えているわけですが、当然、25年度の予算規模は  
もう500億円に近くなっておりまして、そうい  
うところから見れば、もう100億円ほどの差異が  
あると。そういう状況でございますので、私ども  
も、今のままではまずいということで、今年度も  
う既に見直しに着手しております。

それで、スケジュール的には、26年度の予算編  
成を行ったタイミングで、それをベースに向こう  
10年間というような中期財政計画を来年の3月  
議会にはお示しいたいというふうに関のところス  
ケジュールを組んでおります。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、今ここに持っているこ  
の見通しは、もう来年度の予算にはこれをもって  
何か言うことはできないし、そのときにはある程  
度その前に議会にも示していただけるということ  
で、きちとしたものは来年の3月に出していただ  
けるということによろしいわけですね。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 そのように考えております。

山本委員 そうですか。以上、大丈夫です。

平山委員長 じゃ、その他で何かございますか。

山本委員 もう一つ。

平山委員長 山本委員。

山本委員 その他ということですので、地方交付税の特別交付税が6%でしたっけ、割合が決まっていたと思うんですが、それが減っていくんだと。私ちょっとはつきり覚えていないんですが、だんだん減って行って、その6%に関しても引っ張り合いみたいなのをしていましたよね、実際のところ。

それで、いろいろ議論はあったんだと思うんですが、いよいよ来年度だか再来年度だから、その割合が減っていくというのを何かの雑誌で読んだのですが、すみません、その辺の情報がございましたら教えてください。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 前年度と今年度で見ても、特別交付税の部分で通常分といっているところなんですが、それも栃木県に配分されたものが大分減っております。県も相当減ってまして、また市町村も減っております、那須塩原でも通常分で5,000万ぐらい減っているということで、やはり国の財政が苦しくなると、パイが小さくなるということがありまして、その部分はやはり影響あるんだなというふうに理解しております。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そうしますと、14年度、15年度にそれがもうもともとがどんどん減っていくということではなくて、たまたま今国が悪いから減っているということでもいいんですか。また国の財政がよくなれば、それはもとに戻っていくとか、そういうこともあり得るということですか。パーセントが下がったというのをどこかで見たと思うんですが。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 日本全国、やはり少子高齢化に向かって進んでいっていますので、そういう中では、地方交付税の会計というのが、今17兆円規模

ぐらいなんです、それがやはり長期的なところを見ますと、少しずつやはり減っていくというようところが示されております。

そういう中で、奪い合いというところがどうしたってありますけれども、全体のパイが下がっていくということなので、いわゆる通常分というのは、やはり状況が同じであれば減っていくというふうに理解しております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 じゃ、前は6%だったと思うんです、特別分で。それが5とか4とかになっていくというわけではないんですね。

村松財政係長 地方交付税の特別交付税の配分自体の話で、それまで6%の配分だったものが、具体的数字を申し上げますと5%に減るという見込みではいます。

山本委員 わかりました、了解しました。

平山委員長 よろしいでしょうか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 今、地方交付税が減りつつある中で、交付税を受けない自治体になるには、どれくらいあと。地方交付税、16億、7億、それがもらえなくなるための……

〔「今実際には46億」と言う人あり〕

鈴木副委員長 46億地方交付税いただいているんですね。それをもらわないでという独立する、宇都宮は昔そうだったと思うんですけれども、なれる方法というか、財政課としては何かそういう考え方というのはありますか。

平山委員長 課長。

八木澤財政課長 内部の歳入をふやすということで、税収が50億とか上がれば、その分はもう大丈夫なはずなんです、一応、税収の75%を交付税措置するということになっていますので、税収減のとき、減収のところの75%は交付税措置すると

ということになりますから、そういう意味でいうと、60億とか70億今よりも上がれば、財政指数が1を超えて、不交付団体になるというような形ですね。平山委員長 よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 ないようですので、財政課の審査をこれで終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時20分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 契約検査課の審査

平山委員長 それでは、契約検査課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

今回、契約検査課につきましては常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 認定第1号 平成24年度那須塩原市

一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長、よろしくをお願いします。

小仁所契約検査課長（認定第1号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、ここで質疑、ご意見をお受けいたします。

山本委員。

山本委員 59ページの表のことなんですが、上に指名停止の表があるんですけども、去年は多分1件だったと思うんですね。それで、ことしふえているんですけども、この辺、実際はどんなふうだったのか説明願います。

〔「ふえた理由ということですか」と言う人あり〕

山本委員 ふえた理由はじゃなくて、どんな。去年は多分私1件と書いてあるので、何かで1件だったのに、ことしは6件だと思うんですが、どんなもので指名停止。中身を教えていただけたら。平山委員長 課長、お願いします。

小仁所契約検査課長 内訳といたしまして一番多いのは、安全管理上不適切により生じた工事関係者の事故というのが3件ございまして、これは市内業者が1件ございます。河川工事、これは県発注の工事でございますけれども、河川工事の最中に死亡事故があったということで、それは、市が発注する工事ではなくても指名停止の対象になります。

あと2件は小山……、ごめんなさい、あと1件ございました、市内業者が、これは市が発注した工事でございますけれども、のり面が崩れてきて従業員がけがをしたということでございます。市内の業者でございました。

あと、贈賄と談合につきましては、これはもち

ろん市外の東京のほうのものですが、そういう情報が入った際には、指名停止基準にのっとりまして、指名停止の措置をするということになっていきますので、そのように措置をいたしました。

それと、建設業法違反行為というのがございますが、これは建設業法で定められた提出書類の提出を怠ったということで処分をしたものが、これは市内業者でございます。

以上です。

平山委員長 よろしいでしょうか。

山本委員 了解しました。

平山委員長 ほかに質疑ございますか。

藤村委員。

藤村委員 電子入札の執行状況ということで、件数が59ページに同じく表に出ているんですが、これは、この数字の中で市内の業者の割合はどのくらいになるんですか。

平山委員長 課長。

小仁所契約検査課長 建設工事コンサルタント業務につきましては、ほとんどが市内業者です。

平山委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号につきましては、原案のと

おり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 契約検査課の皆様の方からはその他で何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

平山委員長 ないようですので、契約検査課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

執行部入れかえのため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時29分

再開 午後 2時32分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

課税課・収税課の審査

平山委員長 ここまでは1つの課ごとに審査を行ってまいりましたが、課税課と収税課につきましては、決算認定案件の審査をする上で関連がありますので、同時に審査することといたします。

それでは、これより課税課と収税課の審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略をお願いいたします。

今回、課税課と収税課につきましては常任委員

会に対する付託案件がございませんので、予算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 まず、議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

八木沢収税課長（議案第59号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見がありましたら。

鈴木委員。

鈴木副委員長 今まで皆さんの金額を聞いていると3,000円だったんですけども、この4,000円のわけだけ教えてください。

八木沢収税課長 当初予算と差し引きしますと、3,720円でしたっけ。端数を繰り上げた形で4,000ということで補正になりました。

鈴木副委員長 ほかとの違いはそれだけですか。

八木沢収税課長 3,720円ですね、1台分。

当初予算で組んだのが、2万2,650円が当初予算で予定していたんですけども、値上がりで2万6,370円ということで、課税のほうから指示がありましたので、その差額分として3,720円でぴったりでは予算組めないものですから、1,000円単位ということで4,000円となりました。

鈴木副委員長 了解しました。

平山委員長 そのほかありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、議案第59号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 次に、議案第60号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

八木沢収税課長（議案第60号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

では、同じく説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 ございませんか。

では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第60号 平成25年度那須塩原市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり

可決すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 まず、認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

小林課税課長（認定第1号について説明。）

八木沢収税課長（認定第1号について説明。）

平山委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 すみません、不納欠損額の内訳、時効が幾らという形でちょっと。

ページ数でいきますか。これ、一応見ているのが監査の意見書のほうなんです、監査の意見書のほうの12ページで、市税収納の状況というのがあるんですが、これ合計で不納欠損額が3億8,197万5,633円というふうに出ているんですが、これの内訳をお願いしたいと思ひまして、時効で幾らという形のもの、それが1つと、これで見ると現年課税分についても不納欠損が出ているんですが、この現年の不納欠損が出ている理由ですね。時効ということはありませんからと、は思うんですが、その辺をちょっと教えていただ

きたいと思います。

平山委員長 課長、お願いします。

八木沢収税課長 市税関係の欠損ということで、時効欠損が……。事項別のほうがいいですかね。

君島委員 合計でいいですけども、合計出していなければなんですが。市税の合計の中で3億8,000万ほどあると思いますが、その3億8,000万のやつを時効が幾らということで教えていただければと。

八木沢収税課長 5年時効が8,667万9,000円。執行停止による3年時効、こちらが4,715万。あと、即時欠損ということで2億4,814万5,000円。

現年度分につきましては、即時欠損ということで、主には死亡とかの関係で相続人がいないとか財産がないとかという状況で欠損している分と、法人につきましては、もう会社の登記なり廃業してもう実質営業していないということで、競売事件も終了しているということの状況で、もう財産もないしということで、滞納繰越分もあわせて即時欠損を現年度はやっているというようなケースが入っております。

君島委員 ありがとうございます。

平山委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 歳入の1ページから4ページまで、ずっと入っている額、税金が入っている額が先ほど説明があったんですが、全体として聞いていると、収納率は上がっているようになっています。この上がっているのはもちろんいいことなんですけれども、理由は、払う人のほうの意識なのか。あるいは、収納してほしいと言っている職員のほうの何かやり方が変わったのか。どちらもあるのかもしれないんですが、特にどういうふうにして上がっているのかということをどんなふうに見ているのかについて。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 なるべく現年度の滞納を少なくしていくということがまず基本で、現年優先というような形では動いております。先ほども言いましたように、滞納になって納め忘れというのもあるので、自動電話催告なりでお知らせするケース、あと督促状で当然連絡しているケース。

滞納になった滞納者に対しては、なるべく納税相談をする機会を多くしたということで、先ほどの表にもありましたように、土日、あとトワイライトも当然やっていますけれども、土日の納税相談を実施したりですね。なるべく滞納者と接触する機会を多く持って、滞納の理由がどういう状況なのかということを知って、本来なら納期ごとに納めていただきたいんですけども、それはなかなかいかないということであれば、毎月の分納という形で認めていくと。分納を認めた際には、当然、約束なのできちっと守ってもらわなくちゃ困ると。守らない場合が当然出てくるので、守らない場合については、当然、先ほどの滞納処分として差し押さえを実施していくということで、このように厳しくやってきています。

なので、最初の分納はそれなりに守ってくれていれば問題ないんですけども、守られていないときの滞納処分というのは、結構ここ数年厳しくやっているんで、その成果が出ているんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 そういう中で徴収員が減っているという話なんですけど、5人だったのを4人プラス1にしてということだったんですけど、徴収員による収入、持ってくるお金については、今どんなふうになっているんでしょうか。そちらもふえているのか。

それを聞いたのは、前にも聞いたんですけども、徴収によってたくさん持ってくると、銀行から引き落としというのが減っていくようなところで、よしあしでその辺のバランス等、今どうなっているのかについての現状を聞かせてください。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 徴収嘱託員による収納金額については、年々減ってきております。それは、当然コンビニ納付、あとは口座振替の納付を収税課としては推奨していますので、なるべく納めるほうも納めやすい環境ということでやっていますので、自主納付を優先しているという形になってきているという状況と、一応、嘱託員についても一昨年ぐらいからですかね、定年制を設けまして、余り年の人にもやってもらうのも大変だということで、それで1名減という形になっております。

以上です。

山本委員 わかりました。

平山委員長 よろしいですか。

山本委員 もう一つ。

平山委員長 山本委員。

山本委員 前納報奨金の考え方なんですけれども、この前納報奨金0.5%で、以前1%だったのが半分になって、それでも7,000万円でしたっけ、先ほどあったような気がするんですが、それについては、やはり一部の人にだけ、早くに払ったという返しているわけですので、給料から差し引かれている人には何も関係がないというので、それが法的にどうなのかということもあるんですが、那須塩原市としては、やはり高い前納報奨金率を出していることに対して、今後の見通しとか、それで困ることがあるのかどうか。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 前納報奨金については、県内の状況なり今、調べている状況であります。ちょう

ど前回見直しから3年目に当たるものですから、見直しの作業を今進めているところなんですけれども、情勢的には、今山本委員が言ったように、我々サラリーマンなんかは特別徴収ということで給料から引かれて、もう一括できないという状況もあるという不公平も出ているという状況で、年々この前納報奨金制度はほかの市町村は廃止している傾向になってきています。

あとは、固定資産税というものもあるんですけども、前納報奨金制度の趣旨からしまして、もう大分目標は達成してきているかなという状況もありまして、宇都宮あたりも見直して将来的には廃止したいという状況で来ていますので、その辺を踏まえまして、今年度中には方針を出したいというふうに思っています。最終的には、多分廃止の方向で考えるようになるのかなという気はしています。

以上です。

平山委員長 山本委員。

山本委員 3年前に下げたときに、たしかなぜこれがあるのかといったときに、年度の当初に現金が要るときにお金がなくて借りなきゃいけないときに、その入ってくる、あのころは1億を超していたので、それが大きかったというふうだったんですが、先ほどの財政課のときの話に、足りないお金はもうそんなものではなくて、28億とかという話だったんですね。それを借りてどうのという話からすると、もうその7,000万があったからないからでということの理由にはならないような気がいたしますので、これは希望として、ぜひよく精査をして考えていただきたいというふうに思います。

以上です。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

藤村委員。

藤村委員 ページでいえば81でさっきご説明があった納税相談の件なんですけれども、納税相談で、例えば債務整理が必要な方を消費生活センターのほうに連携をとったりということは、実績はあるんでしょうか。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 サラ金みたいなほうから借りて過払い金みたいな形で、実際それも動きとしては、滞納者の納税相談の中でそういう実態があるというのがわかれば、過払い金自体を訴訟を市が起こして、それを取って税金に充てようというような動きもあります。ただ、現実的には、そういう消費生活センターの相談もあるので、そういうのも利用してもらったりという形はあるのはあるんですね。滞納者の収入の中で納めてもらうことであるので、個人でやれば個人でやってもらうという形で、そういう紹介しているのも、以前にはそのチラシももらったケースもありますので、そういうこともやっています。

平山委員長 藤村委員。

藤村委員 たまたま窓口で相談していた者として、やっぱり税金を納められない人は、それだけが払えないわけではなくて、かなり複数のものが払えなくて困窮されている方がすごく多いので、やっぱりその実態を把握するために一番取っかかりになりやすい、発見しやすい部分でもありますので、ぜひ連携をとっていただいて、その方の生活が改善できれば、結果的に市の税収もまた取れるということにつながると思いますので、ぜひ連携をとっていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

平山委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議はございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 次に、認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小林課長。

小林課税課長（認定第2号について説明。）

八木沢収税課長（認定第2号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございますか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 312ページの1款介護納付金分の63.50という数字、収納率って、あれですよね、予定額のうちの集めた割合ですよね。

八木沢収税課長 ここに出ています調定額に対して結果額、入ってきた割合ですね。

鈴木副委員長 だから予定より調定でまず減って、それに対して予定額より集めた額がこの割合というふうに理解していいんですか。調定額に対する

割合。

八木沢収税課長 そうですね。

鈴木副委員長 63って、総務常任委員になってこの数字はどこかで聞いていると思うんですけども、これは収納率ですよ。こんなものなんですか、毎年。去年に比べると何%上がったとは言っていましたけれども。

平山委員長 はい、課長。

八木沢収税課長 県内で比較しますとかなり悪いほうの数字にはなっております。多分二十二、三位ぐらいになんですよ、県内の市町村の中では。ということなので、市として見る収納率の推移としては上がってはきていますけれども、県内全体で見れば実態はまだまだということなので。我々の目標としては県平均を目指すという形でやっております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 栃木県の話。全国的のレベルだどのぐらいだという。

八木沢収税課長 栃木県自体ですか。

鈴木副委員長 いや、全国レベル。

八木沢収税課長 の率でですか。

鈴木副委員長 もしそういうデータがあれば。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 国民健康保険税の全国平均が69.1%、これは23年度なんですけれども、69.1%という数字になっております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 すみません、じゃ一緒に栃木県の平均は幾つですか。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 65.3%となっております。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 今のデータから感じることは、栃木県は全国より低いということの結果があると。

その中でも那須塩原市はまた低いと。これが恒常的なのかなというふうに思うんですけども、すみませんけれども、この対応って、上がってはきているんでしょうけれども、どういう対応をされているんですか。

平山委員長 課長。

八木沢収税課長 国民健康保険税に関しては、ここで保険証という関係も出てくるんですね。なるので、滞納者の中で健康保険税が滞納あるとすれば、当然健康保険のほうを優先的に入れているという形ではやっております。じゃないと、きちんとした保険証が出ないということもあるので、その辺はちょっと評価しながらやっているところではあるんですけども。

平山委員長 鈴木委員。

鈴木副委員長 この取れなかった人皆さんが国民健康保険の資格証を持っているわけですか。持っている割合ってどれくらいですか。

八木沢収税課長 納付状況を見ながらという、随時こう判定をやっているんですね、納付状況で。毎月少しずつ分納している方については、毎月納付状況を見ながら次どう判定するかというような作業をやっています。特に1年以上納付がないというものについては、資格者証というのは法律的にはあるんですけども、実質、実際保険証を出しているのは国保年金課のほうなものですから、保険証を出しているのをちょっと把握はしていないんですけども。

鈴木副委員長 多分資格証を持っている人というのは、金額的には少ない金額の、納付義務の税金が少ないんじゃないかと。要は、これが恒常的にこのような収納率というのは、困っている人がいることを考えての話だと思うんですけども、逆に言うと、きちんと払っている、納めている人もいるわけですよね。そちら側に立つと、これは恒

常的というのは、これくださいという話は無理かっていう話もあると思うんですけども、ここじゃないところで話したほうがいいのかもかもしれませんけれども、状況はわかりました。それでやめておきます。

平山委員長 ほかに質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 ありませんね。

質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第2号 平成24年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第2号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号の上程、説明、質疑、

討論、採決

平山委員長 次に、認定第3号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小林課長。

小林課税課長 (認定第3号について説明。)

八木沢収税課長 (認定第3号について説明。)

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

委員の皆様、質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論はないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第3号 平成24年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 次に、認定第4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

小林課長。

小林課税課長（認定第4号について説明。）

八木沢収税課長（認定第4号について説明。）

平山委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、質疑、ご意見をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第4号 平成24年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第4号につきましては、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次に、次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何か。

山本委員。

山本委員 納税義務者について少しお尋ねしたいんですけども、今6万人ぐらいですと推移しているというのは、この間いただいたのでわかるんですけども、個人市民税を払う人がおよそ6万人ぐらいで、その中の特別徴収が3万8,000人というふうになっているんですが、第1次、第2次、第3次産業の就業している人の数、割合からすると、特別徴収が3万8,000というのは何か少ないような気がいたします。

特別徴収だと普通は天引きされるので必ず入ってきて、督促とかというのは少ないだろうと思うんですが、そうではなくて、普通徴収の人が多く、割合的に多いというのはなぜかということと、やはり個人市民税については、会社勤めの方は本来

は特別徴収で入ってくるものが、いろいろあるでしょうけれども、多いんだと思うんですが、その辺の関連と、なぜ6万人のうち3万8,000人なのかについてお聞かせいただきたいというふうに思います。

平山委員長 小林課長。

小林課税課長 基本的に、給与所得者については地方税法上は特別徴収によるということになっております。それが、例えば2人であろうと3人であろうと、特別徴収によらなければいけないとなっているのが、法律上はそういうことになってはいるんですが、ただ、現実的な問題として、例えば10人とか20人とかというところで、従業員のところに行って特別徴収どうですかということは、毎年訪問してお願いという形でやっているところなんです。なかなかそのあたりが特別徴収利用者の件数が上がっていかないということもありまして、全国的な流れとしまして、事業所に対する一斉指定ということで、ここ数年やってきているんですね。

今年度でも、静岡県とか埼玉あたりですか、事業所に対して一斉指定ということをしてまして、栃木県におきましても、何回かこの間、会議を開いているところなんです。できればということなんです。27年度から事業所の一斉指定をしよう。相手をお願いしますというのではなくて、まずは指定する。まずは指定したところから、そこで交渉といいますか、できないとかといった事業所に対しても強力に県とか各市町村共同して指定をしていきたいということ考えております。

ただ、実務上、なかなか協力を得られなかったり、もしくはその事業所が滞納していたりということもあつたりということで、なかなか困難なところもあるかと思うんですが、基本的に全県一斉指定をしていきたいというふうに考えております。

平山委員長 山本委員。

山本委員 なぜお聞きしたかという、この中の滞納整理の状況の中で納付書発送に対する督促状が27%ということで、もちろん特別徴収もほんの少しはあるんですけども、ほとんどが普通徴収をしている3万8,000ですか、の人に対して、督促状を2万2,723回出しているということですね。物すごい量で、そういうことを考えると、まずせめて特別徴収をしなければならないという会社に対する、そういう今一斉指定と言いましたか、というようなことをすることにより、さぼっているということはないんですが、そのいいやとなっているところからもきちっと入ってくるだろう。働いている人は別にそれでも構わないわけですよ。それを会社の都合によってそうならないということなので、それをすることで収納率が上がるのではないかというふうに考えたので、お尋ねしたところです。

ぜひ、今のお話ですと県でもやっているところがあるということで、27年ということなんです。そういうことで、つまり、もう努力では収納率は上がらないというふうに、ずっとこの10年見ていて思うんですね。もうやることはやっているし。そういうことからいうと、今言ったような観点からも、ぜひ収納率を上げる、収税という観点からやってほしいなと思ってお聞きいたしました。今お答えいただいて、大変いいなと思ったので、進めていただきたいというふうに思います。

以上です。

平山委員長 よろしいですか。

ほかにありますか。

鈴木委員。

鈴木副委員長 時間が迫っている中、1つ基本的なことで教えていただきたいんですけども、那須塩原市には国道とかJRとか県の施設とか、あ

と思うんですけども、そういうものの固定資産税、そういったものはどういう扱いになるんですか。

平山委員長 課長。

小林課税課長 先ほど説明したところなんです、市政報告書の2ページをごらんいただきたいと思えます。

2ページのところで、固定資産税、2項2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金ということで、那須塩原市内にある国及び他の地方公共団体が持っている資産、例えばダムだったり国有林だったり県の水道だったりというものについては、税率は固定資産税と同じ1.4%ということで、一部固定資産税にかえて納付になるということです。

JRにつきましては、配分の方法は若干また違うんですが、固定資産税として入ってきております。

平山委員長 はい。

鈴木副委員長 そうすると、ちょっとこの表を見て思ったのは、85.02%というのは、100%じゃない。

〔「固定資産税全体ね、それは」と言う人あり〕

鈴木副委員長 そうか。国、県、JR、それから高速道路もありますね。あれなんかはどういう徴税の仕方をしていきますかと言ったほうがいいのかもしれない。

平山委員長 課長。

小林課税課長 基本的に国、そもそもこの表なんです、全体的に各税の収納率が昨年の現年課税分の後とか滞納繰越分の後に入っているんで、ちょっとわかりにくいところなんです、昨年の収納率はちょっと別々のほうがわかりやすいかな、もしくは一番上に、ということで来年度以降全体を検討していきたいと思えます。

国及び他の自治体のものについては、先ほどお話ししました国有資産等の所在市町村交付金という形で入ってきます。それ以外のものにつきましては、全て固定資産税として収納、歳入になるということです。

鈴木副委員長 高速道路、東北自動車道、それからJRなどは、民間、固定資産税として入ってくるわけですか。

小林課税課長 はい。

鈴木副委員長 相当な金額になるんでしょうね。

平山委員長 課長。

小林課税課長 若干、そのあたりは本来の税額、100分の100という形じゃなくて、地方税法上一定の軽減税率がありまして、例えば各項目ごとに分かれてはいるんですが、いろいろ軽減税率があるんですが、基本的に国とか地方自治体のもの以外のものについては固定資産税として収納、課税賦課して課税されます。

ただ、ちょっと細かな話になるんですが、ほかの市町村もしくは都道府県を超えて、今お話し例えばJRなんかですと東日本だったり、もしくは特急列車が北海道のほうまで行っているというようなものについては、若干なりとも、そういったもので半分ということで、那須塩原市にも例えば北海道JRとかといったものが、そのものも歳入にはなっています。そのあたりは国のほうで配分してということにはなっておりますが、例えばそれは東電も同じです。

平山委員長 よろしいですか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 じゃ、ないようですので、課税課と収税課の審査を終了いたしたいと思います。

これで総務部の審査は全て終了となりました。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

ここで、10分休憩入れます。4時から始めます。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 4時01分

平山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査

平山委員長 ここからは、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局の審査となります。

審査に先立ちまして、阿久津事務局長からご挨拶をいただきます。

阿久津選管・監査事務局長（挨拶。）

平山委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局につきましては常任委員会に対する付託案件がありませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

平山委員長 認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

局長、お願いいたします。

阿久津選管・監査事務局長（認定第1号について説明。）

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認め、よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長 次第にはございませんが、その他で委員の皆様から何かございますか。

山本委員。

山本委員（監査委員の監査方法について）

平山委員長 玉野委員。

玉野委員（固定資産評価審査の内容について）

平山委員長 その他で委員の皆様からありませんか。

〔発言する人なし〕

平山委員長 選管・監査事務局の皆様からその他で何かございますか。

〔「特にございません」と言う人あり〕

平山委員長 ないようですので、選管・監査事務局の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

入れかえのため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時15分

平山委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 会計課の審査

平山委員長 ここからは会計課の審査となりますが、審査に先立ちまして、大島会計管理者からご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

大島会計管理者 (挨拶。)

平山委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、会計課につきましては常任委員会に対する付託案件がありませんので、予算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

#### 議案第59号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

平山委員長 議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大島会計管理者 (議案第59号について説明。)

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 では、討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

議案第59号 平成25年度那須塩原市一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決すべきものとするにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議はないものと認めます。

よって、議案第59号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、ここで決算審査特別委員会(第一分科会)に切りかえて審査を行います。

#### 認定第1号の上程、説明、質疑、

#### 討論、採決

平山委員長 認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

課長。

大島会計管理者 (認定第1号について説明。)

平山委員長 説明が終わりましたので、質疑、ご意見等をお受けいたします。

藤村委員。

藤村委員　すごく素朴な質問なんですけれども、法務局が本庁になったことで、例えば印紙とか手数料がふえたりということが直接関係あるんでしょうか。

平山委員長　課長。

大島会計管理者　前々から収入印紙等、県証紙等は売っていた部分があったんですけれども、一時販売はやめて、印紙等も売り始まったというふうになっています。

昨年度から比較しますと、販売の実績なんですけれども、合計しまして240万ほど逆に減ってきているということで、これはどうしてかということ、パスポートのほうの関係が減ってきているんですね。去年、23年度から比較しますと、パスポートのほうの収入というか、240万ぐらいちょっと減ってきているということで、パスポートの発行するものが減ってきている関係というふうに思っているところです。

藤村委員　ありがとうございました。素朴な疑問だったので。すみません。

平山委員長　そのほかありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長　では、質疑がないようですので、質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長　それでは、討論がないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第1号　平成24年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長　異議がないものと認めます。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

その他

平山委員長　次第にはございませんが、委員の皆様から何かその他でありますか。

鈴木委員　（会計課の業務について）

平山委員長　では、ないようですので、会計課の審査を終了いたします。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。た。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩です。

休憩　午後　4時33分

再開　午後　4時35分

平山委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議会事務局の審査

平山委員長　ここからは議会事務局の審査となりますが、審査に先立ちまして、渡邊議会事務局長よりご挨拶いただきたいと思います。

渡邊議会事務局長　（挨拶。）

平山委員長　ありがとうございました。

それでは審査に入ります。

なお、執行部からの議案説明につきましては、できるだけ簡略にお願いいたします。

今回、議会事務局については常任委員会に対する付託案件がございませんので、決算審査特別委員会（第一分科会）に切りかえて審査を行います。

認定第1号の上程、説明、質疑、  
討論、採決

平山委員長 認定第1号 平成24年度那須塩原市  
一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といた  
します。

執行部の説明を求めます。

臼井課長。

臼井議事課長 (認定第1号について説明。)

平山委員長 それでは、説明が終わりましたので、  
質疑、ご意見をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 すみません、議員報酬の中で、47ペー  
ジですね。12カ月が28人、10カ月が1人、8カ月  
が1人という計算なんですけれども、4月から計  
算するんですよね。

臼井議事課長 そうです。

君島委員 ですよ。そうすると、これ月数がお  
かしくないですかというのが1つなんです。そ  
れと、もう1点は、12月29日に議員手当が、12月  
分が29名となっている。たしかこのときは議員数  
は28名のわけなんですけれども。

渡邊議会事務局長 まず、後半のほうから説明さ  
せていただきます。

まず、手当のほうでございますけれども、12月  
につきましては、退職月数によりましては、その  
分が出るという、そういう条例がございますので、  
その部分を適用しております。

それから、月数が合わないという部分について  
は、やはりこれにつきましては、24年度中にお2  
人の方がいろいろ諸事情によりまして退職という  
形をとりました。お1人の方は辞職という形があ  
りましたので、定例会のその時期でやめておりま  
す。

もう1人の方につきましては、自動失職という、  
そういう形がありましたので、その部分について  
やめております。

そのようなことから、欠けた月数が以上。

君島委員 いや、それらはわかるんですけども、  
ただ単純に計算しますと、8カ月という4月か  
ら計算していくと、4、5、6、7、8、9、10  
月、11月なんですね、8カ月で。8カ月が11月な  
んですよ。すると、その続きで11カ月という12、  
1と、1月まで行っちゃうんですよ。失職したの  
が11月の失職だと思うんです。だから、辞職願を  
出したのが9月定例議会の最終日に提出してい  
るんですから、もう9月で退職していると思うん  
ですね、辞職。そうすると、月数が単純にやって合  
わないんじゃないかなという気がしたんです。

〔「9月の定例会って10月に入っていたよ  
ね」と言う人あり〕

君島委員 だから、今度は副議長が抜けたので、  
副議長選挙をやるので延ばしたんだから。

〔「辞職は9月末だったのか」と言う人あ  
り〕

君島委員 副議長だったから、決算審査特別の委  
員長はしてやめたんだから。報告して。だから単  
純に数えたら、それこそこの月が合わないでしょ  
うというの。

〔「絶対合わないね、あり得ない」と言う  
人あり〕

君島委員 絶対1月末と言うことはあり得ない、  
失職したんだから。

だから、手当はその月数で、失職したのが11月  
になっちゃうから、出るのが12月でしょう。

〔「じゃ、このお金どこに行っちゃったん  
だろう」と言う人あり〕

君島委員 違うよ、単純にここの月数が間違っ  
ているかもしれない。払った金額は合っているんだ

けれども。

〔「計算すればいいのよ」「でもそうして  
会計が通ったというのはおかしくない」

「月数が間違っているのか」と言う人あり〕

渡邊議会事務局長 申しわけございません。これ  
につきましては、ちょっと調べた上で報告しま  
す。

〔資料確認〕

議員給与費の議員報酬ですけれども、報酬のほ  
うは、28人かける12ヶ月、1人かける8ヶ月、1  
人かける6ヶ月の誤りでございました。金額の合  
計については訂正ございません。これについては  
単純に転記の間違いでございましたので、そのよ  
うにお願いしたいと思います。

君島委員 了解しました。

平山委員長 そのほか質疑ありますか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、質疑がないようですので、  
質疑を終了し、討論を許します。

討論ございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、討論がないようですので、  
討論を終結し、採決いたします。

認定第1号 平成24年度那須塩原市一般会計歳  
入歳出決算認定については、原案のとおり認定す  
べきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

平山委員長 異議がないものと認めます。

認定第1号については、原案のとおり認定すべ  
きものと決しました。

その他

平山委員長 その他で委員の皆様から何かござい  
ますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

平山委員長 それでは、事務局の皆様からその他  
で何かございますか。

局長。

渡邊議会事務局長 ございません。

委員長、すみません、暫時休憩のほうをよろし  
くお願いします。

平山委員長 それでは、暫時休憩。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時47分

平山委員長 それでは、休憩前に戻ります。

その他で特別ないようでしたら、これで議会事  
務局の審査を終了したいと思います。

大変お疲れさまでした。ありがとうございます。  
た。

委員の皆様、このままちょっとお残りください。

休憩 午後 4時48分

再開 午後 4時49分

平山委員長 すみません、事務局から連絡があり  
ますのでよろしくをお願いします。

議会事務局員 (事務局説明。)

平山委員長 委員の皆様から何かございますか。

じゃ、常任委員会のほうを一回閉じます。

#### 閉会の宣告

平山委員長 では、本定例会における委員会議事日程は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

委員会及び分科会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、ご一任くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、総務企画常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時59分